

須崎市過疎地域自立促進計画書

(平成22年～27年度)

「安心して住み心地のよい海洋都市をめざして」

第7回変更

平成28年3月

高知県須崎市

須崎市過疎地域自立促進計画書 目次

1	基本的な事項	P 2
(1)	須崎市の概況	P 2
(2)	人口及び産業の推移と動向	P 4
(3)	市の行財政の状況	P 6
(4)	地域の自立促進の基本方針	P 7
(5)	計画期間	P 9
2	産業の振興	P 10
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	P 17
4	生活環境の整備	P 24
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	P 31
6	医療の確保	P 37
7	教育の振興	P 39
8	地域文化の振興等	P 44
9	集落の整備	P 46
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	P 48
	事業計画過疎地域自立促進特別事業一覧	P 49

1 基本的な事項

(1) 須崎市の概況

① 自然的条件

須崎市は、高知県のほぼ中央に位置し、四国山脈を背に黒潮踊る太平洋に面した面積135.46km²の海洋都市です。南岸は、複雑なリアス式海岸で、深く入り込んだ須崎湾は県内一の天然の良港として古くから栄え、東の浦ノ内湾、野見湾は美しい海岸風景を展開しています。

また、緑豊かな蟠蛇ヶ森や二ホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川など、豊かな自然がもたらす良好な環境と恵みある太陽の光あふれるまちです。

年平均気温は16.4℃、年平均日照時間は2,059.5時間となっており、南岸には亜熱帯植物の分布が見られる温暖な気候で、平野部ではほとんど積雪を観測することはありません。一方、年間平均降雨量は2,632.3mmで、初夏から秋にかけて台風、集中豪雨による風水害が発生し、生活環境や農林水産業に多大な被害を引き起こしています。

さらに、過去に幾度も地震津波により尊い人命と貴重な財産が甚大な被害を受けています。

② 歴史的条件

須崎市の現市街地付近は1300年ほど前、白鳳当時は一面の入り江でした。その後、この内海に注ぐ新莊川等より流出される土砂で砂洲を形成、当時は「洲崎」と呼ばれていましたが、やがて定住する人々も増え、「須崎」と書かれるようになりました。

延喜13年(913年)入国を伝えられ、郡下を平定した豪族、津野氏の城下集落となり、中でも須崎は、陸海交通の要地であったことから、天正から慶長にかけて市街地の建設が行われました。

18代を経て同氏は滅亡。続いて、徳川幕府の時代になり慶長6年(1601年)には山内氏の所領となり、山内氏による藩政時代に港町として今日の基盤が作られました。

その後、明治・大正にかけて、須崎町を中心に郡役所や各種官公署も次々と設置され、大正13年には国鉄(現JR)土讃線が開通し、港湾施設の充実など、郡下の産業、文化、交通の中心地として発展してきました。

昭和29年10月1日、須崎町、上分村、多ノ郷村、吾桑村、浦ノ内村の1町4村が合併して須崎市として市制施行しました。平成15年3月には、隣接する中土佐町との間で合併協議会を設立し、1年10か月にわたり協議、検討を行ってきましたが、平成の合併による新市誕生には至りませんでした。

③ 社会的条件

公共交通としては、鉄道、バス、巡航船が運行されています。鉄道は、JR土讃線の駅が市内に6駅あり、バスは、高知県交通(株)と高知高陵交通(株)の民間2社による運行と、南地区と市街地を結ぶ路線で市営バスを運行しています。また、準離島である浦ノ内南岸と北岸を結ぶ航路で市営巡航船を運航しています。

道路交通は、国道56号、これより分岐する国道197号、さらに国道494号が、それぞれ県都高知市、八幡浜市、松山市へと通じており、平成14年9月には四国横断自動車道が須崎市まで開通し、交通輸送体系の重要な役割を担うとともに、平成21年3月には本市の中心街を迂回する須崎バイパスが全線開通し、市街地の交通混雑解消に大きな役割を果たすなど、幹線道路整備は着実に進んでいます。

海上交通は、須崎港が昭和40年に重要港湾に、昭和44年には貿易港として指定され、現在では高度な港湾機能を備え、1万トンを超す大型船舶が出入りする国際貿易港として、阪神方面及び海外への貨物、

セメント、石灰石の輸出や木材輸入の拠点となっています。

情報通信においては、市街地と一部地域で供用開始となっているケーブルテレビ網の拡充と地域間の情報格差是正に向け、現在、市内全域への光ファイバー敷設事業を展開しています。

自治組織は、集落単位をはじめ市街地の自主防災組織も含め179の組織があり、各地域にある7つの公民館や地元集会所をコミュニティの拠点として様々な活動が行われています。

④ 経済的条件

本市は、温暖な気候と恵まれた自然条件をもとに、農林水産業を中心とする一次産業とともに発展してきましたが、人口の減少や担い手の高齢化などにより、平成17年には第一次産業の就業者人口比率が昭和35年と比較して半分以下の約21%まで減少しています。

また、市政施行以後の優良企業の進出は、安定した雇用創出と地域経済活性化の先導的役割を果たしてきましたが、近年では景気低迷による事業撤退や規模縮小も相次ぎ、あわせて公共工事や輸出入の減少による土木・建設業、木材団地等の衰退も相まって、昭和50年以降安定していた第二次産業の就業者人口比率も平成7年を境に減少傾向に転じました。

一方、地場の小規模・零細経営による小売業やサービス業を中心とした第三次産業の就業者人口比率は昭和35年と比較して26.13ポイント増の約6割を占める状況となるなど、本市の就業構造は大きく変化してきています。

⑤ 過疎の状況

昭和35年の国勢調査による本市の人口は、32,976人であったものが、年々減少の一途をたどり、平成17年には26,039人となり、その減少率は21.04%に上り、都市部への人口集中や道路交通網の整備などを背景とした若年層の流出と少子化による過疎化は着実に進んできました。

0歳～14歳人口は平成17年には昭和35年の3分の1まで減少し、15歳～64歳人口は4分の3まで減少、反対に65歳以上人口が3倍になるなど、急速な少子高齢化により、中山間地域では後継者不足による耕作放棄地の増加や限界集落などの問題が表面化するなか、保育園の統廃合や小中学校の一元化も行われてきました。市街地においても同様で、家族構成が単一世代になる傾向にあって、後継者や次世代の定住が進まず、加えて近郊の大型量販店や市外への消費者流出により商店街では空店舗も増加するなど、人口減と高齢化は深刻な事態を迎えています。こうした状況は、集落機能の低下や地域コミュニティの衰退を招くばかりでなく、自治体の維持・存続にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

本市は、高幡圏域における産業、交通、物流、情報発信の拠点として一定の都市機能を備えた利便性を活かし、企業や学校の誘致を行い、雇用創出や交流人口の増加を図るとともに子育て支援策をはじめ若者定住につなげるための様々な施策を展開してきましたが、人口減少に歯止めをかける抜本的な解決には至っていません。

今後は、これまでのいろいろな施策を更に充実させていく一方で、人的資源を含む地域資源を活かした魅力あるまちづくりを市民・行政の協働で推進し、過疎地域の自立のための施策を計画的に展開していく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移と動向

人口の推移は、表1-1(1)のとおり、昭和35年から平成17年までの45年間で、5分の1に当たる6,937人が減少しています。

世代別には、0歳～14歳までの幼年人口が昭和35年に対して約30%に、15歳～29歳までの若年者人口が約54%に減少している反面、65歳以上の高齢者人口は昭和60年以降急速に増加し、45年前の約2.7倍になっています。

人口構成比率は、15歳～29歳の若年層は、昭和35年には21.61%であったものが、平成17年には14.83%まで減少し、反対に65歳以上の高齢者は8.15%から27.77%に増加するなど典型的な過疎化の推移をたどっています。

今後の人口推計においても、人口総数が年々減少する中で、人口構成比は減少・増加が同じ傾向で進行することが見込まれ、平成28年の人口構成比率は、0歳～14歳が10.2%、15歳～64歳が53.3%、65歳以上が36.5%と予測されており、一層厳しさを増す数値となっています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 32,976	% -	人 32,020	% -2.90	人 31,050	% -3.03	人 31,019	% -0.10	人 31,852	% 2.69
0歳～14歳	10,147	-18.82	8,237	-18.82	7,120	-13.56	6,945	-2.46	7,019	1.07
15歳～64歳	20,141	3.29	20,803	3.29	20,579	-1.08	20,406	-0.84	20,785	1.86
うち15歳～29歳(a)	7,128	-0.22	7,112	-0.22	6,861	-3.53	6,405	-6.65	5,893	-8.00
65歳以上(b)	2,688	10.86	2,980	10.86	3,351	12.45	3,668	9.46	4,088	11.45
(a)/総数 若年者比率	% 21.61	-	% 22.21	-	% 22.10	-	% 20.65	-	% 18.50	-
(b)/総数 高齢者比率	% 8.15	-	% 9.31	-	% 10.79	-	% 11.83	-	% 12.83	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 31,378	% -1.49	人 30,295	% -3.45	人 28,742	% -5.13	人 27,569	% -4.08	人 26,039	% -5.55
0歳～14歳	6,724	-4.20	5,657	-15.87	4,567	-19.27	3,786	-17.10	3,228	-14.74
15歳～64歳	20,288	-2.39	19,545	-3.66	17,980	-8.01	16,832	-6.38	15,581	-7.43
うち15歳～29歳(a)	5,291	-10.21	5,073	-4.12	4,775	-5.87	4,484	-6.09	3,861	-13.89
65歳以上(b)	4,366	6.80	5,093	16.65	6,195	21.64	6,951	12.20	7,230	4.01
(a)/総数 若年者比率	% 16.86	-	% 16.75	-	% 16.61	-	% 16.26	-	% 14.83	-
(b)/総数 高齢者比率	% 13.91	-	% 16.81	-	% 21.55	-	% 25.21	-	% 27.77	-

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成21年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 27,971	% —	人 26,689	% —	% -4.58	人 25,150	% —	% -5.77
男	13,535	48.39	12,988	48.66	-4.04	12,199	48.5	-6.07
女	14,436	51.61	13,701	51.34	-5.09	12,951	51.5	-5.47

② 産業の推移と動向

本市の産業構造を産業別の就業人口比率で見ると、昭和35年の国勢調査では、第一次産業の比率は48.50%で約半数を占めており地域の基幹産業であったものが、生産性の低さや後継者不足、高齢化等様々な要因により、平成17年には20.96%と2分の1以下に減少し、第二次産業においては、高度経済成長や優良企業の進出等により、数十年間一定の水準を保ってきましたが、バブル崩壊を機とした長引く景気低迷により平成17年には一気に減少に転じています。一方、第三次産業は、昭和35年以降増加を続けており、平成17年には59.21%と約6割に達する状況となっており、産業構造は大きく変化してきました。

今後も、この傾向が続くことが予想される中で、本市の豊かな農林水産資源を十分活用するに足る第一次産業の振興や高幡圏域の拠点である優位性を活かした企業誘致等による第二次産業の振興により、就業人口比率の偏向を抑制し、経済情勢の変化に耐え得る産業構造を構築する必要があります。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,842	% —	人 15,752	% -0.57	人 15,980	% 1.45	人 15,210	% -4.82	人 16,131	% 6.06
第一次産業 就業人口比率	% 48.50	% —	% 40.50	% —	% 37.45	% —	% 27.68	% —	% 25.30	% —
第二次産業 就業人口比率	18.38	—	22.35	—	21.84	—	24.79	—	30.04	—
第三次産業 就業人口比率	33.08	—	37.13	—	40.71	—	47.53	—	44.65	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 15,345	% -4.87	人 15,882	% 3.50	人 15,406	% -3.00	人 13,493	% -12.42	人 12,240	% -9.29
第一次産業 就業人口比率	% 24.58	% —	% 22.30	% —	% 20.55	% —	% 20.72	% —	% 20.96	% —
第二次産業 就業人口比率	24.11	—	24.75	—	25.17	—	23.62	—	19.75	—
第三次産業 就業人口比率	51.12	—	52.93	—	54.19	—	55.65	—	59.21	—

(3) 市の行財政の状況

① 行財政の現況と今後の動向

本市の財政状況は、自主財源の柱である市税の伸びが長引く不況や悪化する雇用情勢により増加が期待できず、一般財源の大半を占める地方交付税についても国の地方財政対策の動向如何によっては、財源が圧縮されることも想定されます。

一方、歳出については、普通建設事業の抑制等により、市債発行額の大幅な圧縮に努めた結果、市債残高は減少傾向にあります。依然として公債費が多額であることや扶助費の増加により、各種施策に柔軟に対応することが困難な厳しい財政状況が続いています。

平成 20 年度における歳入総額及び歳出総額は、それぞれ 11,968,910 千円、11,676,277 千円であり、歳入歳出差引額は 292,633 千円で翌年度に繰越すべき財源 22,178 千円を控除した実質収支は 270,455 千円です。平成 17 年度と平成 20 年度の財政力指数を比べると 0.387 から 0.408 と僅かながら上昇しています。地方債残高は、273 億円から 232 億円程度に減少しているが、実質公債費率は 23.4%から 23.5%となっており、地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準の 25%に限りなく近い状態にあります。

こうした中で、住民の多様化する行政ニーズに的確に responding していくためには、歳出の無駄をなくし、交付税措置の有利な起債の活用を図りながら、緊急かつ重要な事業を選択し、事業効果や財源措置を精査しながら計画的な事業実施を行うことにより、健全な財政基盤を確立する必要があります。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 20 年度
歳入総額 A	17,552,816	12,862,122	11,968,910
一般財源	8,097,477	7,387,731	7,367,254
国庫支出金	1,545,902	1,539,636	1,431,444
都道府県支出金	1,453,241	1,021,525	643,933
地方債	3,993,130	1,111,454	754,108
うち過疎債	0	0	0
その他	2,463,066	1,801,776	1,772,171
歳出総額 B	17,212,052	12,702,770	11,676,277
義務的経費	7,802,486	7,661,310	7,334,384
投資的経費	5,894,586	1,647,421	772,797
うち普通建設事業	5,634,252	1,413,787	759,472
その他	3,514,980	3,394,039	3,569,096
過疎対策事業債	0	0	0
歳入歳出差引額 C (A-B)	340,764	159,352	292,633
翌年度へ繰越すべき財源 D	239,723	43,623	22,178
実質収支 C-D	101,041	115,729	270,455
財政力指数	0.389	0.387	0.408
公債費負担比率	18.2	22.6	21.7
実質公債費比率	—	23.4	23.5
起債制限比率	12.5	—	—
経常収支比率	91.1	98.6	98.7
将来負担比率	—	—	262.4
地方債現在高	28,436,235	27,269,766	23,180,266

② 公共施設整備水準等の現況と今後の動向

公共施設の整備については、安全なまちづくりや生活環境、利便性の向上を考慮しつつ一定の水準を満たすよう進めてきましたが、道路（市道）については、改良率、舗装率とも平成2年以降大きな改善は見られず、高知県内の平均値を下回る状況となっています。

水道普及率については、平成20年度末で88.6%、水洗化率については79.6%となっており、順調に推移しております。

人口千人当たりの病床数については、病院、診療所数は減少傾向にあり病床実数も減少しているが、それより早いペースで人口減となっていることから、数値は右肩上がりとなっています。

その他、災害に強いまちづくりを目指し、下水道施設、特に雨水対策を重点的に実施してきたことから、近年、市街地や主要道路において台風・集中豪雨による冠水被害は、大幅に改善されましたが、小集落での土砂災害等や孤立の危険性等については、依然として改善に至っていない状況にあります。

今後も、厳しい財政状況を見極めながら、過疎地域の自立促進の趣旨に即した施設整備を計画的に行っていく必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度末	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成20年度末
市町村道					
改良率(%)	—	—	30	30	37.4
舗装率(%)	—	—	74	74	77.6
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	—	4	20
林野1ha当たり林道延長(m)	—	3.2	3.1	0.5	0.5
水道普及率(%)	63.9	63.6	77.5	86.5	88.6
水洗化率(%)	—	—	—	68.5	79.6
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	19.9	22.2	26.2	26.0	28.0

(4) 地域の自立促進の基本方針

① 本市の将来像

本市は、太平洋に面した美しいリアス式の変化に富んだ海岸やニホンカワウソの生息が日本で最後に確認された新莊川に代表される美しい川、緑豊かな蟠蛇ヶ森など素晴らしい自然と心安らぐ環境を有した太陽の光あふれるまちです。

私たちは、この素晴らしい自然と高幡圏域における産業・交通・物流・情報発信の拠点として発展してきたまちをさらに住み良いものとし、後世に継承していかなければなりません。

しかし、近年における少子高齢化の進展や急速な情報化・国際化、さらには地球規模での環境問題や産業構造の転換などに加え地方分権推進も相まって、社会経済情勢や社会システムは急激に変化しており、自治体のあり方や市民の意識などの変革が求められています。

こうした情勢のなか、真の豊かさを追求しつつ誰もが安心して笑顔で過ごせる住み心地の良いまちを創造するため、住民の主体的な参画を促進する仕組みづくりを推進し、市民、地域、行政の協働を基本とした取り組みにより、本市のめざすべき将来像『安心で住み心地のよい海洋都市』の実現に向けて、以下の「まちづくりの基本方針」に基づき、地域特性や地域資源を活用した自立促進のための重点施策を展開していきます。

② まちづくりの基本方針

ア) 安心して快適な生活環境のまちづくり

海、川、山の一体的な自然環境と生活環境の調和を基本に、社会基盤の整備・充実による安心して快適な生活環境の実現を図りながら、環境への負荷の少ない循環型のまちづくりをめざします。

【重点施策】

- ※自然環境の保全
- ※快適な暮らしのための基盤整備
- ※住み続けたいと思う生活環境の整備
- ※安心できる地域づくりの推進

イ) ぬくもりを感じる健やかなまちづくり

子どもから高齢者まですべての市民がお互いの健康を喜び合い、人や地域のぬくもりを感じながら、生涯安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉の一体的な事業を展開することで、ぬくもりを感じる健やかなまちの実現をめざします。

また、地域の未来を担う子どもたちを健やかに育てていくため、家庭や地域における子育て環境の充実を図り、安心して子どもを産み育てることのできるまちを目指すとともに、地域でともに生きるという視点に立って、高齢者や障害者の自立支援を展開します。

【重点施策】

- ※健康の維持、増進
- ※医療の確保、充実
- ※子育て支援
- ※高齢者、障害者の自立支援

ウ) 潤いのある産業のまちづくり

産業振興、とりわけ地場産業の体力の底上げにより過疎化の要因である人口流出に歯止めをかけ、地域経済全体の活性化を図るため、本市の基幹産業である農業、漁業の振興を基本に、既存工業のさらなる振興や「すさき SAT 構想」の推進による交流人口拡大に取り組むとともに、各種産業間の有機的連携による商品開発や情報発信、新規産業の育成、重要港湾である須崎港を持つ優位性を活かした企業誘致、観光資源の掘り起こしや PR などを積極的に進め潤いのある産業のまちづくりをめざします。

【重点施策】

- ※基幹産業の振興
- ※商工業の振興
- ※地域を支える小さな産業の振興
- ※観光の振興
- ※企業誘致の推進

エ) 豊かな心を育てる教育文化のまちづくり

人権が尊重される社会の確立という基本に立って、子どもから高齢者まですべての市民が豊かな心と優れた個性を育みながら、生涯を通じて学び、あらゆる場面で能力が発揮できる地域社会の構築をめざします。

【重点施策】

- ※人権尊重のまちづくりと男女共同参画社会づくりの推進
- ※学校教育の充実
- ※生涯学習の推進
- ※生涯スポーツの振興

※地域文化の振興

オ) 活気あふれる協働のまちづくり

地方自治の確立とこれからのまちづくりには、市民参画が不可欠であることから、市民が主体的にまちづくりに参画するための仕組みや機会の充実を図り、市民と行政の協働による真の市民ニーズに合ったまちづくりと市政運営をめざします。

また、地域にある人的資源を活用するにあたり、市民の活動拠点としての住民自治組織や公民館等地域コミュニティの充実・整備を積極的に展開し、地区の特性に見合った施策を進めます。

【重点施策】

※住民自治組織活動の活発化

※地区の特性に見合った施策の推進

(5) 計画期間

この計画の期間は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6ヶ年とします。

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

本市の産業構造の変化、とりわけ第一次産業の就業人口の減少は、過疎の進行と密接に関係していると考えられることから、基幹産業である農林漁業の体力の底上げを図るための基盤整備や後継者・担い手育成を推進し、過疎化の要因である人口流出に歯止めをかけ、地域経済全体の活性化を図ります。あわせて、高知県産業振興計画地域アクションプランの具体的推進に向けた取り組みの充実・強化を図り、産業振興をめざします。

また、既存工業のさらなる振興や「すさき SAT 構想」の推進による交流人口拡大に取り組むとともに、各種産業間の有機的連携による新商品開発や情報発信、新規産業の育成、重要港湾である須崎港を持つ優位性を活かした企業誘致、観光資源の掘り起こしや PR などを積極的に進め、潤いのある産業のまちづくりをめざします。

(2) 農林水産業の振興の方針

本市の基幹産業である農業、漁業については、産業振興のなかでも重要な課題であり、ハード・ソフト両面の事業を継続して推進し、持続・発展可能な体力の底上げを図ります。

基盤整備はもとより施設の高度化・省力化を図るとともに、経営の合理化、近代化をめざし、価格低迷や燃料・資材の高騰などに左右されない安定的な経営の確立による所得向上に努めます。

また、林業については、県産業振興計画の地域アクションプランである「森の工場」の推進を核として、間伐、保育等の森林整備を積極的に実施するとともに、木材資源の効率的な循環・利用を推進します。

(3) 地場産業の振興の方針

「すさき SAT 構想」をさらに推進し、市民生活に密着した魅力ある商店街づくり、来訪者へのおもてなしの地域づくりを進め、地域資源や環境を活かした地場産業の振興を図ります。また、企業間の交流を促進し、優れた経営能力をもつ生産組織や担い手の育成を推進するとともに、地域おこし協力隊や高齢者の技術や知識を活かし、流通販売体制の確立や高付加価値型新商品開発、農産物や林産物、水産物を利用した特産品の開発に取り組みます。

(4) 企業の誘致対策の方針

高速道路や重要港湾である須崎港などの社会資本を活かした企業が進出しやすい条件整備に努めるとともに、固定資産税減免をはじめとする優遇措置を講じることによって、雇用創出、人口の定住化・市民の所得の増大など、地域経済の好転につながる優良企業の誘致を積極的に推進します。

(5) 起業の促進の方針

起業による雇用創出や地域活性化は、過疎地域の自立促進に直結する課題であることから、起業のための環境整備や起業促進のための支援施策の充実に努めるとともに、コミュニティビジネスの育成を推進します。

(6) 商業の振興

人口減少や消費行動の変化などにより既存商店街の衰退は極めて深刻です。しかしながら、市民生活に密着した魅力ある商店街づくり、来訪者へのおもてなしの地域づくりを進め、商店街を再生することは過疎化に歯止めをかけ、新たな雇用の場の確保のために不可欠です。「鍋焼きラーメン」や「美味しい須崎の魚」など商品価値の高い商品を中心としたまち歩きが楽しめるような商店街の再生に取り組めます。

(1) 現況と問題点

(1) 産業振興

① 産業振興

本市における産業別就業者数の移り変わりは、産業構造に大きな変化をもたらし、基幹産業である第一次産業の就業者数は50年前と比較して1/2以下になっています。こうした状況は第一次産業における施設の近代化・高度化・省力化を促進する一方で、小規模経営の農家・漁家の廃業や後継者不足による高齢化をまねき、耕作放棄地の増加や限界集落などの問題が表面化してきました。第二次産業においては、おおむね順調に推移してきましたが、長引く景気低迷や公共工事の減少等による、誘致企業や建設・製造業の事業規模縮小などの影響が出始めています。また、第三次産業の就業者数は、増加していますが、求人に対する雇用の場の確保が十分でないことから、若者人口の流出につながっているとと言えます。こうした、状況において、就業人口比率の偏向を抑制し、経済情勢の変化に耐え得る産業構造を構築し、まち全体の産業振興を図ることが求められています。

② 観光の振興

本市の観光資源は、県立自然公園である天然の良港と典型的なリアス式海岸美を誇る錦浦湾、風光明媚な入江が美しい横浪三里、錦浦湾をはじめ太平洋が一望できる標高769mの蟠蛇森など多くの景勝地があります。また、建長3年(1251年)の建築といわれる^{おとなし}鳴無神社(国の重要文化財)や、全国の巨木百選第9位にランクされ推定樹齢が2千年を超える大谷の^{くすのき}樟(国の天然記念物)、幕末に築造された「土佐幡砲台跡」(国の史跡)、さらには、野見湾に伝わる「野見のしおばかり」(県の無形民俗文化財)や上分笹野の「木造大日如来座像」(県の有形文化財)などがあります。

そして、「食」では、須崎名物「鍋焼きラーメン」が注目を集め、週末には県内外から多くの観光客が訪れています。

近年、観光の形態は、団体での名所景勝地への観光から、個人やグループの多様な志向の体験型観光に変化してきていることから、グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていく必要があり、体験型教育旅行のメニュー化や誘致を推進していくこととしています。

観光開発については、地域資源の情報発信、観光ルートの作成、観光ガイドの養成などに合わせ、体験型、滞在型の観光メニューづくりを進めていく必要があります。

(2) 農林水産業の振興

① 農業

本市の農業は、温暖な自然条件を活かして施設園芸、路地野菜、水稻、中山間地域での果樹栽培等集約的複合経営が行われています。中でも、ミョウガの生産は日本一を誇り、施設園芸の中心を担っています。

農家一戸当たりの平均経営耕地面積は65aと小規模で個人経営がほとんどを占め、生産の集団化、組織化は進んでいません。また、農業をとりまく環境は輸入農産物の増大、産地間競争の激化、生産費の高騰、農産物価格の不安定傾向が続く中、農業就業構造は専業農家の固定化と兼業農家の減少といった推移をたどっています。こうした状況において、施設園芸農家における後継者の確保は一定程度進んでいるものの、全体としては農業労働力は高齢化し、後継者不足の傾向にあり、耕作放棄地の増加にもつながっています。

主要3品目取扱量 (JA土佐くろしお 調べ) (単位: t)

区分	平成19園芸年度	平成20園芸年度	平成21園芸年度
ミョウガ	3,251	2,913	3,108
キュウリ	3,480	3,369	3,767
シシトウ	574	610	603

② 林業

本市の森林面積は 10,195ha で、その内訳は民有林 9,704ha、国有林 491ha であります。また、民有林の人工林面積は 4,704ha で、人工林率は 48% となっており、優良な人工林が形成されています。

これらの森林に対する適切な間伐、保育等による森林整備が重要な課題ですが、林業の採算性の悪化などにより林業生産活動が全般的に停滞し、間伐、保育等が適正に実施されず、水源かん養機能や国土保全機能が十分発揮できない森林が存在するようになってきています。

森林組合

区分	管轄区域（総森林面積ha）
須崎地区森林組合	須崎市、土佐市、津野町（旧葉山村地区）、中土佐町（38,210ha）

※平成22年4月1日現在

③ 水産業

本市の漁業は、浦ノ内湾の高知県漁協深浦支所、野見湾の大谷、野見漁協と須崎湾の錦浦、須崎釣、須崎町漁協及び太平洋に面する高知県漁協久通支所、高知県漁協池ノ浦支所に区分されます。

浦ノ内湾、野見湾では、昭和34年頃からの長年にわたる養殖や集落排水等による漁場環境の悪化が進み、環境改善のため底質や餌の改良を行うなどの取り組みを行っています。今後も、藻場造成等を含め、魚が住んで良し、海が澄んで良しの環境改善に取り組む必要があります。

野見湾においては、平成13年度に漁場環境監視システムが完成し、ケーブルテレビ網とインターネットを通じて水質や水温等の海況情報が取得できる体制が整い、養殖魚の低コスト高品質化への取り組みが行われています。

また、「食の安全」に対する消費者の関心が高まる中、養殖業者は消費者のニーズに対応するため安全で安心できる魚を提供するよう、養殖魚のブランド化と飼育の履歴化への対応を積極的に進めています。

一方、須崎湾及び土佐湾沿岸では、機船船曳網、定置網、刺し網、釣延縄漁業、潜水漁業など、漁協ごとに多様な漁業が営まれており、生産性が高く資源管理が比較的容易な沿岸漁業への取り組みを推進するため、ヒラメ、鯛、エビ、オコゼ、クマエビ、カニ、アワビ等の種苗の中間育成・放流を継続して実施し、内水面漁業については、新荘川に鮎稚魚の放流も行っています。

近年の水産業を取り巻く環境は、浜値が低迷しており、漁獲量は増えても販売額が上がらないなど、流通・販売に課題も抱えながらも近隣海域にはない豊富な魚種の水揚げがあり、本市の水産業は地元をはじめ、近隣地域の豊かで健康的な食文化を支える重要な役割を果たしています。

漁協一覧

組合名
高知県漁業協同組合深浦支所
高知県漁業協同組合池ノ浦支所
高知県漁業協同組合久通支所
大谷漁業協同組合
野見漁業協同組合
須崎釣漁業協同組合
錦浦漁業協同組合
須崎町漁業協同組合

※平成22年4月1日現在

水産物陸揚量（漁港別）

区分	属地陸揚量(t)	属地陸揚金額(百万円)
野見漁港	2,461.0	1,906
深浦漁港	1,058.1	856
池ノ浦漁港	53.5	70
久通漁港	8.7	21
中ノ島漁港	1,088.6	872

※平成20年度

(3) 地場産業の振興

本市では、海・陸の地理的交通の利便性を活かしながら、進出企業を含めて景気が低迷する中であっても地域産業として活動していますが、その支援や育成対策においては十分とは言えず今後の課題であります。また、地場産業の振興は、本市の恵まれた資源や環境を活かした振興という意味で、更に地域経済の柱、高齢者や女性の知恵や経験が活かされる産業という点で重要な課題であります。資金力や経営力といった面が十分と言えない状況にあります。

(4) 企業の誘致対策

本市では、重要港湾である須崎港の整備とともに、昭和36年に大阪窯業セメント（現：住友大阪セメント）、昭和46年に日鉄鉱業、昭和47年に松下寿電子工業といった大手企業を誘致してきました。その後、松下寿電子工業の撤退もありましたが、太陽光発電用シリコンウェハー製造企業のエム・セテック社を誘致し、平成16年4月から操業を行っています。エム・セテック社は、平成20年には、第2工場の操業を開始し、多くの雇用を創出しています。

しかしながら、長引く不況の影響もあり本市の事業所数は減少の一途をたどっており、有効求人倍率は極めて低く、人口流出や税収減の要因ともなっています。

今後も、高速道路や重要港湾である須崎港などの整備された社会資本を活かし、雇用創出、人口の定住化・市民の所得の増大など、地域経済の好転につながる優良企業の誘致や新たな産業の創出が求められています。

(5) 起業の促進

本市では、平成21年度から新たに地域雇用創造協議会が発足し、人材育成や雇用創出を中心とした取り組みを行っています。各種セミナーや講習会では、起業促進のための「新事業チャレンジ」「起業準備セミナー」などを開催し、地場産業振興の人材育成や起業のためのノウハウ習得を目指しており、こうした取り組みを息長く継続していくことが重要であります。しかし、雇用創造協議会の活動は2年間と位置付けられていることから、新たな受け皿や仕組みづくりが課題となっています。

(6) 商業の振興

本市の商業は、小規模の事業所が多く、経営者の高齢化や後継者不足により、空き店舗が増加しています。従来の市街地商店街は、住宅の密集から商店街整備の立ち後れが目立ち、買物客が減少している一方、国道沿いや桐間地区土地区画整備区域内への大型店などの出店が続いています。

こうしたことから、身近な小売店の閉店や既存商店街の衰退は、高齢化が進む消費者にとって利便性の低下をもたらしており、空き店舗対策を中心とした商店街振興が課題となっています。また、高齢者の生活支援のためのコミュニティビジネスなどの新たな試みが必要となっています。

これらの課題解決も含め、高速道路延伸を機に着手した「すさき SAT 構想」の推進による事業効果が、近年徐々に表れてくるようになり、商店街や地元有志、高校生などの協力を得て、各地で様々な取り組みが行われるようになり、中心市街地においても自主的な活動によって活気を取り戻しつつあります。引き続き、「すさき SAT 構想」を推進し、交流人口の増大を図り商業振興や観光振興、地域活性化につなげていく必要があります。

(2) その対策

(1) 産業振興

① 産業振興

- ・ 第一次産業においては、基盤整備を進めながら、収量・品質向上に努め、安定供給・安定経営を実現するための施策を実施するとともに、後継者・担い手育成を推進し、明日の農林漁業を担う就業者の確保により体力底上げを図ります。
- ・ 第二次産業においては、積極的に企業誘致を推進するとともに、既存事業所との連携・協力による雇用確保と振興に努めます。
- ・ 第三次産業においては、起業促進や商業振興、企業誘致等による雇用創出と新たな商品開発やサービス拡充施策を展開します。

② 観光の振興

- ・ 「すさきSAT構想」を推進します。
- ・ SAT 情報館の整備により利便性と情報発信機能の向上を図ります。
- ・ 市ホームページ、携帯版情報サイト「須崎ガイド」の充実を図り、情報発信に努めます。
- ・ 体験型学習メニューの充実及び民泊の体制整備により、体験型教育旅行・修学旅行等の観光誘致を推進します。
- ・ グリーンツーリズムやブルーツーリズムへの対応をより一層進めていきます。
- ・ 観光資源を活かすための基盤整備や活用施策の充実に努めます。

(2) 農林水産業の振興

① 農業

- ・ 農業生産基盤の整備を進めながら農用地の高度利用と省力化を図り、農業経営の合理化、近代化をめざし、農業所得の向上に努めます。
- ・ 収量・品質向上対策を講じるとともに、環境保全型農業を推進します。
- ・ 環境負荷低減型の循環型社会づくりに向け、施設園芸加温に木質バイオマスの利活用を推進します。
- ・ 新規就農者の受け入れ体制整備、認定農業者の確保、水田農業における担い手グループ、集落営農の育成など担い手対策を推進します。
- ・ 耕作放棄地対策として担い手支援策の充実に努めます。
- ・ 後継者育成を推進し、産業構造の偏向に歯止めをかけ、基幹産業としての体力底上げを図ります。
- ・ 有害鳥獣対策を推進します。

② 林業

- ・ 間伐、保育等の森林整備を積極的に実施します。
- ・ 木材資源の効率的な循環・利用を推進し、適正な森林管理を行うため 森林組合との連携を強め、担い手の確保・育成に努めます。
- ・ 作業道の整備を行います。
- ・ 間伐材及び地域木材の有効的な利活用を推進します。
- ・ 「森の工場」の推進により、木材を安定的に供給する産地体制の確立を図ります。

③ 水産業

- ・ 水産振興のための基盤整備を継続するとともに、漁港施設の耐震化、長寿命化を図ります。
- ・ 安全で安心できる新鮮な水産物の供給とブランド確立で販路拡大を図ります。
- ・ 資源管理型漁業を推進します。
- ・ 栽培漁業の推進を行います。

- ・ 沿岸漁場の環境改善を図ります。
- ・ 就業者人口の維持・拡大に努め、産業構造の偏向に歯止めをかけ、基幹産業としての体力底上げを図ります。

(3) 地場産業の振興

- ・ 企業間の交流を進めながら、時代に即応した支援や育成を充実させていきます。
- ・ 優れた経営能力をもつ生産組織や担い手の育成を推進するとともに、地理的条件を活かした流通販売体制の確立や高付加価値型新商品開発を推進し、経営の安定、近代化に努めます。
- ・ 地域おこし協力隊の活用により、販路拡大及び付加価値化による産業振興を図ります。
- ・ 高齢者の技術や知識を活かし、農産物や林産物、水産物を利用した特産品の開発とともに、体験、加工生産の可能な施設を整備し、雇用拡大を図ります。

(4) 企業の誘致対策

- ・ 誘致企業に対し、立地促進奨励金の交付や固定資産税減免をはじめとする優遇措置を講じることにより企業誘致を推進します。
- ・ 社会基盤を有効に活用できる条件整備に努めます。

(5) 起業の促進

- ・ 起業のための環境整備に努めます。
- ・ 起業促進のための支援施策の充実を図ります。
- ・ コミュニティビジネスの育成を推進します。

(6) 商業の振興

- ・ すさき SAT 構想を推進し、市民生活に密着した魅力ある商店街づくりをめざします。
- ・ 企業に係る固定資産税減免等の支援制度を整備します。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備	農業	県営基金水利ストックマネジメント事業負担金	須崎市
			桐間・中ノ浦排水機場維持管理費適正化事業	須崎市
		林業	林業間伐条件整備活動事業	森林組合
			高齢林保全緊急間伐支援事業	須崎市
	(2) 漁港施設	須ノ浦漁港荷揚げ場舗装	須崎市	
		須崎港湾改修事業	須崎市	
		野見漁港海岸耐震対策緊急事業	須崎市	
		野見漁港海岸高潮対策事業	須崎市	
		水産物供給基盤機能保全事業	須崎市	
		中ノ島漁港周辺整備事業	須崎市	
	(3) 経営近代化施設			

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興	(4) 地場産業の振興				
		生産施設	水産業施設等整備事業	須崎市	
			こうち農業確立総合支援事業	須崎市	
	(5) 企業誘致				
	(6) 起業の促進				
	(7) 商業	空店舗活用商店街等再生事業	須崎市		
	(8) 観光又はレクリエーション		SAT 構想推進「インフォメーションセンター整備」	須崎市	
			SAT 構想推進「SAT まちなか情報館整備」	須崎市	
			観光活性化施設整備事業	須崎市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業		SAT 構想推進事業 SAT 構想の趣旨に合致し、その具体化を図る事業で、地域振興に寄与する「まちづくり、まちおこし、ひとづくり」活動を継続的に実施しようとする団体への補助や、各地域の取り組みを有機的に結びつけ、「点」から SAT という「面」への広がりによる、年間を通して機能するための仕組みづくりなどにより、地域の活性化を図ることができる。	須崎市	基金積立
			一次産業支援事業 地域おこし協力隊活用 地場産業の盛んな地域において、地域おこし協力隊と連携し、販路拡大・1.5 次産品開発に取り組むことにより、起業の促進や移住、定住が進み地域活性化が図られる。	須崎市	
			農家・漁家民泊開業推進事業 市内には大人数を収容できる宿泊施設が整っていないため、教育・修学旅行は、昼食等の一中継地にとどまっていることから、個別住宅・集会所等の改修や宿泊用備品の整備、受け入れ側の組織化など、地域における民泊体制を構築し、宿泊施設として機能させ受け入れを行うことで、地域間交流の促進と住民力の活用・底上げが図られ、地域活性化が見込まれる。	須崎市	
		明日の農林水産業振興事業 後継者・担い手等育成、支援 基幹産業に関係する各機関・事業所と連携を図り、就業体験や耕作地貸与、アグリビジネス研修、その他経営安定化のための支援策等を充実し、後継者・担い手を育成することにより、就業者人口を確保し、自立促進のための有機的な産業構造の構築をめざす。	須崎市		
		市産材活用支援事業 住宅、事業所、その他施設の改築・建設に当たり、市産材を活用する場合、一定の基準内において事業費を支援することにより、林業振興と地産地消による地域活性化を図り、地域の基盤づくりを推進する。	須崎市		
		企業誘致促進奨励事業 事業展開の実現に向けて、奨励金交付等の支援を行うことにより、企業誘致を促進し、地域の産業振興と雇用創出を図り、将来にわたり安全安心に暮らせる地域の基盤づくりを推進する。	須崎市		

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>レンタルハウス整備事業</p> <p>施設の増設や高度化による経営改善を目指す農業者の育成と新規就農者等の確保のため、ハウスの整備や中古ハウスの改良を支援し、園芸産地の維持、強化を図る。</p>	農協	
		<p>水産物供給基盤機能保全事業</p> <p>漁業施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、施設の季報保全のために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、産業の振興に資する施設の長寿命化を図る。</p>	須崎市	
		<p>須崎まつり事業</p> <p>須崎まつりの開催を支援することにより、本市の交流人口、光客の誘客の増大を図る。</p>	須崎市	
		<p>奥四万十博事業</p> <p>高幡圏域のスケールメリットを生かした広域観光を推進するため奥四万十博を開催する。</p>	須崎市	
		<p>地域スポーツ総合事業</p> <p>ドラゴンカヌー、シーカヤックを使った体験型観光等を行っており、交流人口も年々増えている。この環境を活かし、カヌー、シーカヤック等の新規イベントや、インターネット等を利用した広報力を強化することにより、さらなる交流人口の増大を図る。</p>	須崎市	
		<p>燃料タンク対策事業</p> <p>本市の基幹産業である農業振興のため、農業生産基盤の整備を進めながら、近代化をめざすことで農業後継者の確保、農業所得の向上を図る。その中で、防災対策として燃料タンクから燃料の流出を防止する装置付のタンクの導入を行い、周囲への対策も行うことで地域社会にやさしい農業をめざす。</p>	農協	

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備の方針

本市には、鉄道、バス及び市営バス・巡航船の運行があり、安全、便利な地域の生活交通手段として一定水準の公共交通が確保されていることから、関係機関と連携を強化し、あわせて利用促進を図り、路線・運行の維持及び必要な施設整備に努めます。

また、道路整備も順調に進んでおり、高速道路の延伸により市内3か所にIC（ハーフ）が設置されるなど、高幡圏域から高知市・四万十市・愛媛県方面への交通の要衝となっており、こうした地理的条件を活かして、人・物・情報の流通・交流拡大を図ります。

中山間地域においては、市内の公共交通の利用が困難な高齢者や要援護者などの交通確保対策が新たな課題となっていることから、支援策の確立と運用に努め、安心して地域に住み続けられる環境整備をめざします。

(2) 県道及び市道整備の方針

本市が過疎地域として自立していくための産業や観光の振興、地域活性化には地域間を結ぶ主要な幹線道路の改良・整備は必要不可欠であり、国・県に要望を行っていきます。

また、市道については、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在し、また橋梁をはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいることから、改良や舗装、修繕を計画的に実施するとともに、道路・構造物の適正な維持管理のための体制確立に努めます。さらに、住民生活関連道路、産業・観光振興道路などの必要な整備については、限られた予算を効率的投資し、優先順位をつけながら取り組んでいきます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道整備の方針

農道建設は生産性の向上と機械化による省力化、効率化等近代経営を進める上で必要な事業であり、安全性と荷傷み防止等の観点からも基幹農道の計画的整備に努めます。

また、林道については、市の面積の約73%を占める山林の経済的機能と国土保全、水源涵養等公益的機能の観点から作業道も含め整備に努めます。

(4) 電気通信施設整備の方針

総務省のICT交付金事業による情報通信基盤整備事業と市単独事業による追加工事により、市内全域で高速・大容量の情報通信が可能となる環境整備を行い、ケーブルテレビによる地デジ化対応及び多チャンネル放送の提供を行うとともに、インターネット通信等により過疎地域としての地理的、距離的不利条件の克服を図ります。

また、ICT活用による利便性の高い生活環境整備を図るとともに、保健、医療、福祉などの分野における住民サービス向上システムの構築、教育振興、産業振興のためのシステム構築とその運用を目指します。

(5) 地域間交流の促進の方針

「すさきSAT構想」をさらに推進するとともに、地域特性を活かした体験型学習メニューの充実や民泊等の受け入れ体制整備により教育旅行や観光客等の誘致を推進し、地域間交流の促進を図ります。

(1) 現況と問題点

(1) 交通通信体系の整備

本市の公共交通のうち、鉄道については、JR土讃線が本市の中央部を北から南下し、須崎湾沿いに四万

十市方面に通じており、市内には吾桑、多ノ郷、大間、須崎、土佐新荘、安和の6駅があり、通勤、通学を主とした利用者の交通手段として重要な役割を担っています。また、大阪・京都などの大都市圏と本市を短時間で結ぶJR高速バスが須崎駅を発着しており、高幡圏域における陸路の拠点となっています。

このほか、バスについては、市街地中心を横断する国道56号とこれより分岐する国道197号沿線の市町間を結ぶ幹線交通として民間2社による運行があります。市が運行する路線としては、渡船廃止の代替として南地区と市街地を結ぶ路線と浦ノ内（北岸）地区と市街地を結ぶ路線で市営バスやスクールバスの運行を行っています。

他に、準離島である浦ノ内南岸と北岸を結ぶ巡航船があります。

過疎化にともない利用者の減少が続く公共交通にあって、特にバス、巡航船については、生活交通路線としての維持・確保が大きな課題となっています。

また、公共交通も利用が困難な中山間地域の高齢者や要援護者などの交通確保対策が新たな課題となっています。

公共交通の運行状況（JR土讃線除く）

区分	路線等	便数
高知県交通（株）	高知市堺町～須崎市役所～須崎出張所	3便/日（平日）
	高知市堺町～須崎駅～須崎出張所	7便/日（平日）
高知高陵交通（株）	（高知～）須崎出張所～梶原（新田行き含む）	6便/日（平日）
	（高知～）須崎出張所～杉の川	4便/日（平日）
市営バス	中ノ島～文化会館	7便/日（平日）
	中ノ島～南小学校前	1便/日（平日）
市営巡航船	往路 横浪～埋立（内 坂内発・鳴無経由 1便）	4便/日（平日）
	復路 埋立～鳴無（内 坂内終着 2便）	4便/日（平日）

※平成22年4月1日現在

（2）都道府県道及び市町村道の整備

本市は、高幡圏域の入り口であり、国道と高速道路が結節する交通の要衝と位置づけられます。高速道路の延伸により、人、物、文化の交流が増えてくることも期待されます。この地理的優位性をさらに活用し、「まち全域がサービスエリア」という発想で、人と物の流通拠点として、まちの持続的な発展を図ろうとしています。

四国横断自動車道、国道494号、県道須崎仁ノ線や桐間地区土地区画整理事業による幹線道路の整備が進んできました。

その一方で、古くから発展しながら形成されてきた市街地や、住民の生活に密接に関連する市道では、幅員が狭く、舗装が十分でない道路が存在し、また橋梁をはじめとする道路構造物の老朽化も進んでいますが、維持管理に十分な対応ができない状況が続いています。

近い将来に想定される南海地震津波に対する避難路確保や、市街地の再構築に向けた南北道路の整備を進めています。平成23年度の完成をめざし、用地取得の作業を進めていますが、完成後の市街地の活性化に資する活用についての検討が課題となっています。

また、保育所の統合や市街地における公共施設のあり方の検討の中で、関連する市道整備の検討が必要となります。

これらのほかにも、市の都市計画には、昭和58年に変更された都市計画道路が事業実施の可能性もない

まま位置づけられており、社会的条件の変化にともなう見直しと事業実施が課題となっています。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

本市の農道整備は基本的に土地改良事業と並行して進められてきました。総延長約 1.7km となっています。農道建設は農業の基盤整備に資するもので生産性の向上と機械化による省力化、効率化等近代経営を進める上で不可欠で、安全性と荷傷み防止の観点より基幹農道の改良を進める必要があります。

また、林道については近年、木材価格の低迷等により、林業生産活動が停滞し、山林の荒廃が進行していますが、市の面積の約 73% を占める山林の経済的機能と国土保全、水源涵養等公益的機能の観点から林道整備は欠かすことはできません。

特に木質バイオマスの資源の掘り起こしや特用林産物の生産、また森林の有する健康増進的機能にも着眼し、効率的に整備を行う必要があります。

(4) 電気通信施設の整備

近年の目覚ましい情報化の進展は、地理的条件からくる時間的距離の制約や非効率などの問題を抱える過疎地域にとって、その制約や非効率性を解決する有効な手段として必要不可欠なものとなっています。

本市でも、住民サービスの向上や事務の効率化を図るため、行政事務の電算処理や庁内イントラなどの体制整備に努めるとともに、住民に防災や行政の情報伝達を行うための防災行政無線施設の整備も行ってきました。今後も、進展しつづける情報・通信技術に対応し、住民サービスの向上と更なる行政事務の高度化、効率化を推進していく必要があります。

また、第3セクターである「よさこいケーブルネット」による議会中継や身近な話題・ニュースの提供など情報共有にも努めてまいりましたが、中山間地域を中心としてケーブルテレビ網の未整備地域があるなど市内全域をカバーするに至っていないため、現在、情報格差の是正及び地上デジタル放送移行の対応策として、未整備地域に光ファイバーを敷設する事業を展開しています。今後は、これらの情報通信インフラを活用した新たな施策による利便性の高い生活環境整備が求められています。

(5) 地域間交流の促進

本市には、風光明媚な浦ノ内湾や清流新莊川など豊かな自然があり、その豊かな自然の中で暮らす人たちは、おおらかで、まちを訪れる人にもおもてなしの心で接する人情味にあふれるまちです。

ドラゴンカヌーやカツオの薫焼きタタキの体験学習による県内外からの多くの生徒・児童の受け入れやまち全域をサービスエリアに見立てた「すさきSAT構想」の推進、地元有志によるお遍路さんの休憩所設置、季節ごとの多彩なイベントの実施など、地域間交流に寄与する取り組みが行われています。

また、それぞれの地域においては、公民館を中心に交流事業が活発に展開されており、上分公民館で宿泊通学しながら、様々な体験学習を通して多くのサポーターと交流を深める「かわうそ未来塾」などがあり、更なる交流促進が期待されます。

今後も、豊かな自然とマンパワーを活かした創意工夫によって、人と人、地域と地域、地域と都市をつなぎ、交流人口及び経済的効果の拡大を図っていく必要があります。

(2) その対策

(1) 交通通信体系の整備

- ・ 鉄道、バス、社会実験により無料化となった高速道路と市内3か所のIC（ハーフ）を活用した広域交流の促進を図ります。
- ・ 公共交通については、安全、便利な地域の生活交通手段として、現状のサービス維持に努めます。

- ・ 高齢者を中心とした交通弱者等対策に取り組みます。

(2) 都道府県道及び市町村道の整備

- ・ 国道56号、国道494号、県道須崎仁ノ線の改良や整備促進を国や県に要望していきます。
- ・ 市道整備は、住民生活関連道路、産業・観光振興道路などの必要な整備について、限られた予算を効率的投資し、優先順位をつけながら取り組んでいきます。
- ・ 市道の維持管理については、地域や団体等への委託も含め、住民との協働のまちづくりの理念にのっとり、適切な役割分担をしながら、機能的、合理的な維持管理体制の確立をめざします。
- ・ 市道の維持管理については、舗装等の修繕や橋梁点検後の長寿命化修繕計画の策定による修繕を行うなど、道路及び構造物の適正管理に努めます。

(3) 農道、林道及び漁港関連道の整備

林道や作業道整備を推進し、森林の有する多面的・公的機能が発揮できる整備、保全に対する取り組みを支援するとともに、農業の生産性向上に寄与する計画的整備に努めます。

(4) 電気通信施設の整備

- ・ 情報通信基盤整備事業を実施し、高速・大容量の情報通信が可能となる環境整備を行います。
- ・ 行政サービスに係る住民情報システムをはじめとし、広域での共同システム構築に取り組みます。
- ・ 携帯サイト及び市公式ホームページによる情報発信の充実を図ります。
- ・ ケーブルテレビの加入促進を図り、地デジ対策と情報格差の是正に取り組みます。
- ・ ICTの利活用による効率的な行政情報の発信と多様な住民ニーズに対応した利便性の高い生活環境整備に努めます。
- ・ 保健、医療、福祉などの分野において住民サービス向上につながるシステム構築や、過疎地域の特性を活かした教育振興、産業振興につながるシステム構築とその運用に取り組みます。
- ・ 情報通信基盤施設については、耐用年数や状況に応じて計画的に更新・改善を図ります。

(5) 地域間交流の促進

- ・ すさきSAT構想をさらに推進し、交流人口拡大を図ります。
- ・ 地域の特性を活かした体験型学習メニューの充実、拡大を図りながら、修学旅行をはじめとする団体旅行等の誘致を推進し、観光客の増加に努めます。
- ・ 各地域ごとに民泊受け入れ態勢の整備を行い、宿泊客の確保を図ります。
- ・ 各種イベントの継続実施と地域の特性を活かした新たなイベントの実施に取り組みます。
- ・ 公民館活動の支援や地域コミュニティの育成により、さらなる地域間交流の促進と世代間交流の促進を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流促進	(1) 市町村道			
	道路	大谷 6 号線舗装 L=160m W=4.1m 大峰押岡線舗装 L=510m W=6.5m 坂内須ノ浦線改良 L=953m W=4.0m 依包樽線改良 L=1000m W=4.0m 青木の辻線整備 L=378m W=12-14m 新町幸町線整備 L=680m W=5.5m 落合神母野線舗装・整備 L=212m W=3.3m 横浪大橋堀ヶ谷線舗装・整備 L=231m W=4.0m 国見 1 号線舗装・整備 L=217m W=4.4m 角谷 1 号線整備 L=19m W=4.0m 鯛ノ川 1 号線舗装・整備 L=532m W=2.7m 坂ノ川 17 号線舗装・整備 L=118m W=2.8m 大谷 13 号線舗装・整備 L=200m W=4.5m 出見 11 号線舗装・整備 L=140m W=2.8m 坂ノ川清行 2 号線舗装・整備 L=159m W=3.2m 灰方 11 号線舗装・整備 L=112m W=2.8m 中平 1 号線舗装・整備 L=260m W=3.4m 中平 9 号線舗装・整備 L=241m W=4.5m 中ノ川内 11 号線舗装・整備 L=199m W=3.4m 中ノ浦 20 号線舗装・整備 L=280m W=1.2m 今川内 2 号線舗装・整備 L=380m W=1.7m 西ノ沢 4 号線舗装・整備 L=130m W=2.5m 長竹 6 号線舗装・整備 L=440m W=2.3m 沖 6 号線舗装・整備 L=60m W=5.5m 本毛谷 1 号線舗装・整備 L=127m W=4.2m 本毛谷 10 号線舗装・新設 L=114m W=4.6m 角谷 6 号線整備 L=49m W=1.8m 角谷 5 号線整備 L=49m W=1.8m 角谷 7 号線整備 L=68m W=2.8m 天神芝 3 号線舗装・新設 L=133m W=2.5m 南谷 8 号線舗装・新設 L=320m W=3.0m 小浜蟠蛇森線舗装・整備 L=300m W=3.0m 長竹 1 号線舗装 L=160m W=4.0m 坂ノ川清行線舗装 L=300m W=7.0m	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流促進	(1) 市町村道			
	道路	坂ノ川3号線舗装 L=130m W=4.5m 中氏2号線舗装 L=190m W=2.5m 寺尾2号線舗装 L=130m W=3.0m 平野松生線舗装 L=80m W=2.5~4.0m 日の川線舗装 L=600m W=3.0m 中ノ浦清水線舗装 L=700m W=2.3m 中ノ浦切畑線舗装 L=200m W=4.0m 馬路1号線舗装 L=600m W=3.0m 菅1号線舗装 L=250m W=3.5m 堀ヶ谷7号線舗装 L=280m W=3.0m 横浪大橋堀ヶ谷線舗装 L=400m W=6.0m 戸波浦2号線舗装 L=200m W=3.0m 摺木1号線舗装 L=200m W=3.2m 灰方1号線舗装 L=100m W=4.0m 灰方坂本1号線舗装 L=200m W=3.5m 出見2号線舗装 L=500m W=3.0m 宮ノ川内1号線舗装 L=400m W=4.2m 正ノ岡1号線舗装 L=200m W=3.0m 正ノ岡5号線舗装 L=200m W=4.0m 山手町16号線舗装 L=123m W=4.7m 原町東糺町2号線舗装 L=240m W=4.4m 池ノ内17号線舗装 L=460m W=3.4m 池ノ内24号線舗装 L=300m W=2.5m 大谷3号線舗装 L=220m W=3.6m 尾殿土崎線舗装 L=29m W=3.2m 尾殿為貞神田線舗装 L=150m W=5.0m 飛田6号線舗装 L=160m W=4.0m 夫領横川線舗装 L=60m W=5.0m 張城清次線舗装 L=102m W=3.7m 清次影ノ地線舗装 L=380m W=3.0m 鳥坂久通線舗装 L=200m W=3.0m 日ノ地線舗装 L=310m W=3.0m 津ノ地1号線舗装 L=178m W=4.0m 西立目1号線舗装 L=107m W=4.2m 為貞2号線舗装 L=68m W=3.7m 緑町宮ノ川内線舗装 L=100m W=6.0m	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 交通通信体系の 整備、情報化及び地 域間交流促進	(1) 市町村道				
	橋りょう	押岡橋橋りょう点検・改良 L=21.1m	須崎市		
	その他	田ノ道 1 号線落石防護網設置 A=600 m ² 東山ウスギ線落石防護網設置 A=104 m ² 落合正ノ岡線ガードレール新設 L=100m	須崎市		
		県道整備事業 県道整備事業負担金	高知県		
	(2) 農道				
	(3) 林道				
	(4) 漁港関連道				
	(5) 電気通信施設等情報化の ための施設	情報通信基盤整備	F T T H エリアの宅外施設の整備	須崎市	
		防災行政無線施設	情報伝達機能強化とデジタルネットワーク化	須崎市	
	(6) 自動車等				
		自動車	市営バス更新	須崎市	
	(7) 渡船施設				
	(8) 道路整備機械等				
	(9) 地域間交流		都市公園子ども交流遊び場づくり事業	須崎市	
			地域間交流促進公園整備事業	須崎市	
		須崎総合公園整備事業	須崎市		
(10) 過疎地域自立促進特別 事業		交通弱者対策地域間交流促進等事業 公共交通の利用困難な地域において、高齢者等交通弱者の活動・行動範囲拡大を図り、地域に住み続けることができる環境づくりと住み続けたい気持ちを後押しする。住民の日常的な移動のための交通手段を確保するための、2 系統の地域コミュニティバスの運行をはじめとし、住民ニーズに即する交通体系の構築を図る。	須崎市	基金積立	
		情報化促進支援事業 CATV への加入促進支援 過疎地域における地理的不利条件の克服と情報共有・情報発信による地域活性化及び市議会中継等を通じた開かれた行政運営を図るため、利用者が CATV へ加入しやすい仕組みを構築することを目的として CATV 事業者に必要な経費の一部を補助し、情報化による格差是正や地域の自立促進を推進する。	須崎市		
		橋りょう点検 2m 以上 418 橋 計画的な予防保全型の維持管理により、地域の道路ネットワークの安全性を確保する橋りょう改良長期計画を策定するために、橋りょうの現状を正確に把握する。	須崎市		
		橋りょう改良長期計画策定 今後急速に高齢化することが予想される橋りょうを良好な管理の下に未永く利用していくため、橋りょう点検で得られるデータを基にした予防・保全的な修繕工事等を行う計画を策定し、費用の縮減と平準化及び長寿命化を図りながら地域の道路ネットワークの安全性・信頼性を確保する。	須崎市		
	(11) その他				

4 生活環境の整備

(1) 生活環境整備の方針

生活環境の整備は、過疎地域での定住促進と人口流出に歯止めをかけるための基本的な条件整備と言え、現状維持にとどまることなく、さらに快適で利便性の高い環境整備を追求することが求められています。

生活を営む上で必要不可欠な水道・下水道等の施設改善をはじめ、「ごみ」や「生活排水」処理及び消防・防災対策に重点を置き、様々な施策を展開し、安心・安全・快適な生活環境の提供に努めます。

整備目標については、様々な指標や数値を設定することなく、定住促進につながる市民の満足度をバロメーターとした取り組みとします。

また、生活環境向上のための施設整備にあたっては、次世代に引き継ぐべき豊かな自然環境の保全にも十分配慮し、過疎地域ならではの自然と施設・構造物が調和した住み心地の良いまちづくりを目指します。

(1) 現況と問題点

(1) 生活環境の整備

① 水道施設

本市の上水道は、主たる水源を新荘川の伏流水に求め、城山配水池並びに西町配水池を経由し、需要先に供給すると共に「中継ポンプ場～配水池」の組み合わせで遠隔地をカバーしています。水質には恵まれているため浄水場を持たず、滅菌処理のみで供給しています。簡易水道施設は4地区に整備されており、上水道及び全ての簡易水道はひとつの公営企業会計により同一料金で事業運営を行っていますが、過疎化による給水人口の減少や産業活動の低迷などにより、水道需要量の減少が懸念されています。

平成20年度末における給水人口は22,227人で、行政区内の普及率は地勢的要因などもあって88.4%となっており、有収率は耐用年数を超える老朽管が残存することから81.0%に留まっています。主な取水地である新荘取水所は建設以来約50年になりますが、ポンプ建屋について地震に対する補強工事が求められるものの目立った劣化は生じていません。その他の取水所、配水池でも耐震診断の結果は基準を満たすものとなっており、施設が比較的新しいことから、当面改築の必要はありません。

しかし、基幹施設の城山配水池については、耐震基準は満たしているものの地震直後の飲用水確保のために緊急遮断弁の設置が必要とされています。また、管路（配水管等）についても耐用年数超過や耐震性に乏しい部分から順次更新を進める必要があります。石綿セメント管は全て廃棄しましたが、最近では老朽化が原因と思われる管路の破裂事故が各所において発生しています。

また、飲料水小規模施設など、山水や浅井戸の地下水等を利用している一部地区においては、渇水期の水不足、降雨期の濁水など、水質管理面等における課題が見受けられることから、改善のための取り組みを進める必要があります。

② 下水道施設

本市の公共下水道事業については、事業認可を受けた約343haの区域において、災害に強い「まちづくり」という観点から集中豪雨等による浸水対策を最優先に、昭和52年から雨水幹線官渠（約16.7km）、ポンプ場施設（5か所）を整備してきましたが、整備期間が長期となっていることから機械施設等において老朽化が進み、改築・更新が必要となっています。

また、汚水については、平成7年度に一部（大間処理区）で供用開始となりましたが、その後処理区域の拡大には至っていません。平成21年度末の下水道普及率及び処理区域内での下水道水洗化率は、それぞれ7.3%と62.9%であり、さらなる普及拡大と効率的な下水道計画の策定が課題となっています。

下水道への不明水流入量も増加しており、その対策が求められています。

下水道施設（ポンプ場）

施設名	排水区面積（h a）	時間排水処理量（m ³ /h）
浜町ポンプ場	3	2,580
須崎西部ポンプ場	35	17,820
須崎ポンプ場	43	14,850
大間ポンプ場	46	14,892
終末処理場ポンプ場	114	37,200

※平成22年4月1日現在

③ ごみ処理

物質的な豊かさと生活の利便性を求めてきた大量生産・大量消費・大量廃棄といった経済社会は、地球環境に大きな負荷をかけ各種の問題を引き起こしています。これは、本市においても例外ではありません。このような経済社会を見直し、資源の効率的な利活用や消費の抑制さらにはリサイクルの推進により、環境への負荷を低減する持続可能な循環型社会の構築が求められています。

本市のごみ処理については、ごみの固形燃料化施設において可燃ごみの再資源化を図るとともに、不燃ごみは中間処理施設での減容化と資源回収を行い、最終処分場の埋立容量を削減し延命化を図っています。また、平成20年から、これまでの可燃ごみの有料化に加え、不燃ごみの有料化を実施し、ごみの減量化と分別の推進に取り組み、さらなるリサイクル率の向上に努めています。

今後においては、人口の減少と少子高齢化に伴い、ごみの排出量は減少する傾向にあるものの、道路整備や土地開発により新たな商業地及び住宅地が形成されつつあり、ごみの発生源の増加も予想されます。このような状況の変化に的確に対応し、ごみの適正処理だけに止まらず、ごみの発生抑制から最終処分まで一貫した取り組みを推進し、循環型社会の構築を目指します。

ごみ処理量

平成19年度	平成20年度	平成21年度
8,674.88 t	8,442.13 t	7,886.00 t

④ 生活排水処理

公共用水域の水質汚濁の防止と生活環境の保全を図るため、公共下水道や集落排水処理施設及び合併処理浄化槽において生活排水の処理を行っていますが、近年、財政事情から集合型処理施設の整備が進まず現状維持にとどまっており、合併処理浄化槽の普及促進による処理が主体となっています。

し尿については広域処理施設において処理していますが、老朽化が進むとともにし尿及び浄化槽汚泥の構成割合が変化している状況から、施設更新に向けた検討が必要となっています。また、中間槽において、し尿と浄化槽汚泥が混合されるため、施設の適正な維持管理に支障となっています。

⑤ 環境保全

本市は、太平洋に面した美しいリアス式海岸や須崎湾、風光明媚な横浪三里、そして、国の天然記念物二ホンカワウソの姿が最後に確認された清流新荘川など、美しく豊かな自然あふれる地域です。このかけがえのない自然を守り、自然に親しみ、自然と共生する地域づくりを目指し、市民、事業者、行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

現在、各種団体等により環境美化の活動が各所で行われておりますが、これらの取り組みの継続と一層の広がりを持った活動が必要であります。また、実り豊かな自然が「地域財産」として高い価値を有していることを認識することにより、環境保全の意識の向上を図ることが重要であります。

⑥ クリーンエネルギー

本市は、平成17年に「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」の指定を受け、本市の誘致企業2社が太陽光発電施設と木質バイオマス発電施設の整備を行い、CO2の削減に取り組んでいます。

また、「クリーンエネルギーのまちづくり条例」を制定するとともに、地域新エネルギービジョンを作成し、クリーンエネルギーのまちづくりに取り組んでいるところです。

太陽光発電は、誘致企業の大規模な発電施設と一部の公共施設の導入にとどまっていますが、今後、公共施設や個人住宅への導入を促進することが必要となっています。

木質バイオマスの活用については、林業振興やエネルギーの地産地消の面からも、さらなる取り組みが求められています。

⑦ 消防及び防災

本市の消防・防災体制は、昭和46年に本市を中心に高岡郡内6町村、幡多郡内2町村の9市町村が共同し、高幡消防組合が設立され、常備体制の強化は図られましたが、経年劣化等による施設の老朽化や災害事象の多様化など、消防水利・消防装備の更新、機能拡充が必要となってきています。

また、本市は昭和29年に1町4村の5町村が合併して市制を施行し、市域についても広域にわたるため、災害時の迅速な消防・防災活動を行っていくためには、各地域で組織された非常備消防団の役割は大きく、団員の確保はもとより、資機材等の充実を進める必要があります。

災害情報等の市民への伝達体制について、行政防災無線施設を活用していますが、地域によって受信体制が異なり、屋外拡声器を利用した伝達方法をとる地域では、場所による難聴などの問題も生じており、迅速かつ的確な情報伝達を図る有効な手段として今後とも整備の充実・拡充を図る必要があります。

近い将来に想定される南海地震津波や風水害に対する備えとして、防災施設の整備及び自主防災組織の組織化・育成は急務であり、さらに行政・市民が一体となった防災体制の確立についても充実を図る必要があります。さらに、災害時要援護者対策についても、具体的な取り組みが求められています。

消防組織

高幡消防組合	須崎消防署	中土佐分署	津野山分署	津野山分署 葉山出張所	四万十清流 消防署	四万十清流 消防署西分署
	須崎消防団					
	本部	須崎分団	多ノ郷分団	浦ノ内分団	吾桑分団	上分分団 南分団

※平成22年4月1日現在

⑧ 公営住宅及び住宅環境

本市が管理している公営住宅は、33団地747戸、借上住宅2団地12戸、計35団地759戸あります。住宅の維持管理については、日常的な補修や、退去時の大規模補修などで、住宅のストック化に努めています。

また、県の住宅供給公社が管理している県営住宅が1団地24戸あります。

入居に関しては、世帯分離による核家族化が一段と進むとともに、入居者の固定化が目立ち、入居希望者に対し、空家となる戸数が少ない状況があります。

公営住宅の中には老朽化が進んでいる住宅もあり、今後建替え等の検討も必要となってきています。特に東川内第1市営住宅については、退去後を政策空家としており、建替えに向けての具体的検討も必要になってきています。

今後においては、価値観やライフスタイルの変化、新たなニーズへの対応などが求められており、高齢

化社会に向けての保健や医療と連携した住宅や、若者の定住を促進するためのより質の高い住宅など、魅力ある住まい・まちづくりが望まれます。また、近隣市町村より借家等の家賃が高いことから、若者定住を促進するためにも対策が必要となっています。

住宅環境については、商業系施設と混住した地区や、住宅主体の既成市街地において狭隘な道路や住宅が密集している地区等があり、地震等への防災面でも問題があり、住環境の整備と共に活力あるまちづくりが課題となっています。

住宅の耐震化については、徐々に進んでいますが、市内建築物の耐震化は平成21年度末で51.3%となっており、目標年次の平成29年度に向けて、さらに推進していく必要があります。公営住宅については、そのほとんどが、壁式鉄筋コンクリート造や新耐震造となっており、構造上問題ありませんが、一部改築・耐震化を要する住宅もあることから、計画的に整備を進める必要があります。

市営住宅

区分	団地数	戸数
市営住宅	7	231
改良住宅	26	516
借上住宅	2	12

※平成22年4月1日現在

(2) その対策

(1) 生活環境の整備

① 水道施設

- ・ 基幹施設である城山配水池の緊急遮断弁の早期設置に努めます。
- ・ 清浄な水を安定的に供給するため、老朽化した既設配水管等の更新を計画的に進めます。
- ・ 施設の効率的な維持管理に努めるとともに、経営基盤の強化に努めます。
- ・ 課題のある飲料水小規模施設等について、住民意向等も踏まえながら改善に努めます。

② 下水道施設

- ・ 下水道施設の整備及び改築・更新を計画的に進めます。
- ・ 県の生活排水処理構想に合わせて「効率的な下水道計画の策定」を行います。

③ ごみ処理

ごみ処理の循環型社会システムの構築にあたっては、市民、事業者、行政が一体となって、ごみの減量化及び排出抑制並びに再資源化を含めたごみの発生から収集・運搬、中間処理、最終処分にいたる総合的な施策を展開します。

・ ごみに対する意識の向上

円滑なごみ処理の推進には、ごみに対する意識の向上が重要であり、向上に向けた取り組みを行います。

・ 減量化及び排出抑制

生活系ごみ、事業系ごみについて、広報・啓発活動などにより減量化及び排出抑制を推進します。

・ 分別及び収集・運搬

現状の分別区分の徹底を図るとともに、将来における分別区分の細分化に適應するよう検討を行います。収集・運搬についても、現在の分別収集・運搬を引き続き実施しますが、情勢の変化にも対応し

た取り組みを行います。

- 中間処理

可燃ごみ及び不燃ごみの各施設の適正な管理、運営により施設の長寿命化を図るとともに、施設としての課題や作業環境の改善に向け取り組みます。

- 最終処分

現有の埋立処分場においては、引き続き周辺環境への影響調査を行い公害防止に努めます。また、分別の徹底と中間処理における再資源化の向上などにより延命化を図ります。

- 不法投棄対策等

不法投棄や野焼きについては、関係機関等と連携し啓発・指導を行うなど防止等の対策を推進します。

④ 生活排水処理

- 公共下水道等の適正管理

公共下水道及び集落排水処理施設の適正な管理、運営に努め、公共下水道への接続の取り組みを推進し水洗化の普及促進を図ります。

- 効率的な下水道計画の策定を行います。

- 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道及び集落排水処理施設の整備計画区域以外の区域における生活排水処理対策として合併処理浄化槽の設置を促進します。

- し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿及び浄化槽汚泥について、その適正な処理が行える施設を整備します。また、中間槽については、利用状況等を踏まえ改善に向け検討します。

⑤ 環境保全

- 平成14年に制定した「カワウソと共生できるまちづくりのための環境基本条例」の基本理念をふまえ、市民、事業者、行政が、それぞれの立場からの役割を認識し、自主的活動の拡大と、相互協力と連携強化により、環境保全に関する各施策に取り組みます。

- 市内の環境保護に取り組むNPO法人などと連携し、環境保全意識の向上に向けた啓発活動等に取り組みます。

⑥ クリーンエネルギー

- 須崎市地域新エネルギービジョンに掲げる重点プロジェクトである太陽光発電設備導入促進、木質バイオマス利用促進に取り組みます。特に、太陽光発電の導入促進では、市独自の補助制度を創設します。

- 木質バイオマスの利用促進は、林業振興にもつながることから、さらに推進します。

⑦ 消防及び防災

- 過疎化、高齢化などの地域特性を踏まえた消防・防災機能の充実強化を図ります。

- 須崎消防署・消防本部庁舎の移転、改築により機能強化を図ります。

- 高幡消防組合の消防救急無線については、デジタル化移行に伴う施設整備を目指します。

- 災害時における防災拠点及び避難場所としての機能を備えた地域コミュニティ施設整備の充実を図ります。

- 避難体制の整備や市民への情報伝達・収集機能の向上と共有化を図ります。

- ・ 防災意識の普及・啓発活動を進めるとともに、地域における自主防災組織の連携・育成を強化し、地域防災力の向上に努めます。
- ・ 防災関係機関等を結ぶ情報ネットワークの高度化を図り、緊急時に迅速な防災情報が提供できるシステム整備の充実を図ります。
- ・ 災害時要援護者の把握・情報共有等を円滑に行うための組織づくり等に取り組みます。
- ・ 災害時における公的施設を利用した福祉避難所等の設置に向け、体制整備に努めます。
- ・ 地震津波、風水害の備えとして、防災施設整備に取り組みます。

⑧ 公営住宅及び住宅環境

- ・ 日常的な管理や退去時の大規模補修等で既存住宅のストック化を図り、老朽化した公営住宅については計画的な建替えの検討を行います。
- ・ また、高齢者や障害のある方が、地域の中で共に生活できるような公営住宅等のあり方や、若者の定住を促進するための公営住宅等の公的な住宅の整備について検討を進めます。
- ・ 若者定住促進のための施策を推進します。
- ・ 既成市街地においては、公共施設のあり方を検討すると共に、防災面に配慮したうるおいとやすらぎのあるまちなみ景観と住宅地の形成を図り、快適でにぎわいのある市街地づくりを進めます。
- ・ 住宅耐震化を推進するための支援策を継続して実施します。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
3 生活環境の整備	(1) 水道施設	簡易水道	簡易水道更新（県道吾井郷下分線他）	須崎市	
			簡易水道新設（国道494号線）	須崎市	
			簡易水道配水池緊急遮断整備	須崎市	
	(2) 下水処理施設	公共下水道整備	浜町ポンプ場改築更新	須崎市	
			桐間調整池親水公園整備	須崎市	
			青木の辻線雨水管渠整備	須崎市	
			下水道事業効率化計画策定	須崎市	
			下水道事業施設設備更新及び耐震補強	須崎市	
	(3) 廃棄物処理施設	し尿処理施設	し尿処理施設建設	須崎市	
			合併浄化槽設置費	須崎市	
	(4) 消防施設		消防コミュニティー施設整備 消防署移転に伴う旧屯所の改築、耐震化	須崎市	
			消防防災設備整備 消防ポンプ車更新 救助工作車更新 耐震性貯水槽整備	須崎消防署・須崎市	
			防災施設整備 防災活動支援施設整備	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(5) 公営住宅			
	(6) 過疎地域自立促進特別事業	<p>若者定住促進等住宅環境整備支援事業</p> <p>要件を満たす若者に対して、賃貸住宅費の一部や住環境整備に係る費用、その他定住のためのニーズに即するための施策等を支援することにより、単一世帯を望む世帯分離後の受け皿として、また、県都からも1時間以内にある高幡圏域の交通の要衝としての利便性を活用したベッタウンとして定住を促進し人口流出に歯止めをかけ、地域の維持や活性化を図る。</p>	須崎市	基金積立
		<p>災害に強いまちづくり事業</p> <p>自助・共助・公助に基づく市民防災意識の高揚を図り、実効ある防災施策と安心・安全を実感できる生活環境整備を推進する。</p>	須崎市	
	(7) その他	<p>都市計画見直しによる新たな計画策定</p> <p>都市計画の見直しにより新たな計画を策定する</p>	須崎市	
		<p>安全・安心対策</p> <p>角谷地区排水路改良 L=113m</p> <p>東川内水路改良 L=135m</p> <p>西崎幹線排水路改良 V=250 m³</p> <p>笹野地区排水路改良 L=40m</p>	須崎市	

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

本市では、従来から関係機関と連携し、様々な施策を展開し、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進を図ってきましたが、過疎化や社会情勢の変化により、従来通りの行政主導のサービス提供だけでは、住民ニーズに応じた安心社会の実現が困難となってきました。そこで、時勢に即応した地域福祉を推進するために、平成21年度に須崎市地域福祉計画を策定し、行政や関係機関・団体と住民がそれぞれの分野において主体的・積極的に役割を果たし、地域全体で計画の実現に向けた取り組みを行うこととしています。

今後は、従来の施策・サービスをさらに充実するとともに、地域福祉計画に基づき、「自助・共助・公助」が連携し、地域全体で支え合い助け合う地域づくりを目指します。

(1) 現況と問題点

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

市の65歳以上の高齢者は年々増加し、平成22年3月31日現在の人口では7,756人と全人口の31.3%を占めており、高齢化が進んでいます。今後も出生率の低下と高齢者人口の増加、核家族化の進行等により、一人暮らし世帯や高齢者世帯がますます増加するものと予想されます。高齢者が、それぞれの状況に応じて、いつまでも健康で仕事や趣味を持ち、長い経験と知識・技術を活かしながら生きがいを持って老後も元気で暮らしていける施策が求められています。

本市では老人クラブが22団体・会員数754人で構成され、現在までに取得した技術・技能を活かし、地域活動や趣味などを通じて、親睦と健康増進、教養の向上など自主的な活動を行っています。

また、前述のとおり高齢化率の上昇と高齢者世帯の増加は家庭の介護力の確実な低下につながっており、介護保険サービスの充実や地域での福祉マンパワーの養成、確保が望まれるとともに、介護予防への対応が強く求められています。

高齢者福祉施設

施設種別	施設数
特別養護老人ホーム	1
須崎市老人デイサービスセンター	8
特定施設入居者生活介護施設	1
有料老人ホーム	1
グループホーム	5
デイサービス	0

※平成22年4月1日現在

② 健康・保健

住民の健康づくりとしては、子どもから高齢者までいつまでも生き生きと健康に暮らしていくための対策が求められています。特に、がん・脳血管疾患・心臓病といった生活習慣病対策は全国的な課題となっており、本市でも死因の約6割を占め、中でも、男性の脳血管疾患・心臓病による死亡は全国平均を上回っています。

生活習慣病対策には、まず子どものときから正しい生活習慣を身につける必要があります。そのため、育児相談や乳幼児健診の場を活用し、生活習慣の確認と改善支援を行っています。さらに地域や保育所、

学校と連携し、食事や生活習慣病等に関する健康教育を実施しています。

つぎに、成人に対する生活習慣病対策としては、生活習慣病の早期発見・予防のために特定健診やがん検診を実施し、その結果に応じて保健指導や健康教室を実施しています。健診は、自らの身体の状態を知り、生活習慣を見直す重要な機会であり、より早期から生活習慣の改善に取り組めるよう、30代の市民も健診の対象とし、受診をすすめています。しかし、近年は受診率が低迷しており、30代の健診受診者も少ない状況です。このため、医療機関や健康づくり推進協議会と連携し、住民の意識の向上と健診を受診しやすい環境づくりに取り組み、受診率を向上させる必要があります。

また、健康に暮らすには、身体のみでなくこころを健康に保つことも大切です。本市では男性の自殺が多い状態が続いており、うつ病の予防をはじめとした自殺予防対策が求められています。

③ 障害者福祉

障害のある人が、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるように適切な障害者福祉サービスの提供が求められています。さらには、障害の内容や程度によって、多様なサービスも必要とされています。

市内には、就労継続支援A型及びB型事業所1箇所、知的障害者更生施設1箇所、グループホーム1箇所、身体障害者通所授産施設1箇所、生活介護事業所1箇所、福祉ホーム1箇所、就労継続支援B型事業所1箇所、障害者相談支援センター2箇所と一定水準の福祉サービスを提供できる状況にありますが、さらに日常生活用具の補助制度の拡大や障害者を支えることのできるボランティアの養成などにより地域生活支援策を図る必要があります。

障害者福祉施設

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・就労支援センター「らいふ」（就労継続支援A型及びB型事業所）・知的障害者更生施設「くすのき園」・身体障害者通所授産施設「山ももの家」・福祉ホームB「まあぶる」・共同作業所「ゆら・ら」（就労継続支援B型事業所） | <ul style="list-style-type: none">・グループホーム「くすのき」・生活介護事業所「山ももの家」 |
|---|--|

※平成22年4月1日現在

④ 母子・父子福祉

母子・父子福祉対策としては、生活基盤の安定を図るための児童扶養手当やひとり親医療費助成などがあげられますが、これらの経済的支援はもとより、雇用問題などを含めた総合的支援策の充実が課題となっています。

具体的な方策としては、相談窓口を充実させ就労支援制度の周知と就労の確保、子育て環境の整備があげられます。

⑤ 児童福祉

入所児童数は多子世帯の3子目以降の保育料全額免除を実施したことにより、保育所への入所希望児童数は増加の傾向となっていますが、入所児童数では1園（日の出）を除いて定員割れの状況となっております。

現在、保育所統合計画に基づき、市内11園の効率的な運営に向けた保育所の統廃合に着手したところです。また、保育所の施設面では、耐震化や老朽施設の取り扱い等早急に対処すべき課題も多くあります。

こうしたことから、今後は、統合を推進しながら、保育サービスを充実させるとともに学校との連携や

地域性を生かした保育所運営をいかに進めていくのが重要な課題となっています。

市単独で行う「子育て支援金」や「多子世帯の保育料減免」、「医療費助成の拡充」は少子化対策では有効な手段であり、継続して取り組んでいくことが必要です。

児童公園については、利用実態を検証し今後の整備に向けて検討が必要であり、公園を活かした親子イベントの実施などが課題となっています。

児童を取りまく大きな問題として児童虐待やDVなどがあり、家庭児童相談室の充実・強化と一時避難できる施設確保が必要です。

保育園

公立 保育所	4園	園名	吾桑 保育園	新庄 保育園	安和 保育園	西部 保育園				
		定員	60	60	30	70				
民間 保育所	7園	園名	上分 保育園	須崎 保育園	大間 保育園	あおい 保育園	日の出 保育園	みなみ 保育園	浦ノ内 保育園	
		定員	45	120	90	90	90	45	60	

※平成22年4月1日現在

(2) その対策

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

① 高齢者福祉

- ・ 老人クラブ活動への支援による高齢者の生きがいづくり活動を推進します。
- ・ 隣接する中土佐町と広域的なシルバー人材センターを設置しており、その機能の強化を図ります。
- ・ 高齢者の集い(リフレッシュサロン)などの機会を活用し、体操やレクリエーション等を取り入れ、運動機能の向上や認知症予防など介護予防事業等を推進します。
- ・ 介護保険制度の推進と補完的事業を実施します。
- ・ 災害時要援護者避難支援、高齢者の集いや百歳体操など社会福祉協議会との協力をさらに深めます。
- ・ 社会福祉協議会や特別養護老人ホームなどを運営する社会福祉法人、医療機関、地域福祉団体との連帯の強化を図り、高齢者福祉に努めます。
- ・ 在宅医療、在宅介護の充実強化を図るとともに、見守り活動など高齢者の日常生活を支える仕組みづくりに取り組みます。
- ・ 在宅介護にともなう、緊急用ショートステイ床の確保及び高齢者の住まいの確保・普及に努めます。
- ・ 認知症講演会及び地域住民を主体とした徘徊模擬訓練等を通じて認知症対策を充実するなど、安心して暮らし続けることができる地域見守り体制の強化を図ります。
- ・ 在宅保健福祉サービスの拠点となる機能整備を図ります。
- ・ 地域全体で支え合い助け合う地域づくりを目指し、地域ケア体制整備を推進します。
- ・ 子どもから高齢者や障害者まで、すべての人々がふれあえる小規模多機能支援拠点「あったかふれあいセンター」の整備に取り組みます。

② 健康・保健

- ・ 現在実施している特定健診やがん検診、地域での健康相談や健康教育を充実し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見と早期治療につなげ、住民の健康づくりへの意識の向上に努めます。
- ・ 健康診断は「生活習慣や健康を確認する機会」と位置付け、住民意識の向上に努め、家庭、職場、地

域が一体となって受診率向上に取り組めます。

- 働き盛りの若い年代からの健康づくりが必要であることから 30 歳代から健康診断が受けやすい体制をつくり、生活習慣病の予防に努めます。
- 健康づくり推進協議会は市民自らが健康づくりに取り組む団体であることから、食生活や健診・運動などを通じて組織活動の積極的な推進を図ります。
- 丈夫なからだづくりとして食育、歯など基本的な生活習慣を身に付ける母子保健事業の充実を進めます。
- 安全、安心な出産環境づくりを推進するため、妊婦の母体管理を支援するとともに、乳幼児医療の充実を図ります。
- 社会全体の疾病のまん延を予防することに加え、個人の健康管理を目的とした予防接種の推進を進めます。
- こころの健康づくりへの知識の普及や相談体制の拡充を進めます。

③ 障害者福祉

- 地域での相談（民生委員等）や専門的な相談など総合的な相談体制の充実を図り、相談事業を通じた支援体制の充実に取り組めます。
- 障害のある人に、障害の状況や程度に応じた身近な福祉的就労の場の充実に取り組めます。
- 新たに「日常生活用具の補助対象の拡大」、「ボランティア養成事業」、「外出支援」などの生活に密着したサービス拡充に取り組めます。

④ 母子・父子福祉

- 就労を支援し生活面でも相談に応じてくれる相談員の確保と学童保育の充実など子育てしやすい環境整備に向けて家庭児童相談員の活用を図り体制強化を目指します。

⑤ 児童福祉

- 保育所統合計画を推進するにあたっては、保育サービスの充実や地域や小学校との連携という視点に立って、お互いが触れ合える場所づくりの構築を目指します。
- より質の高い保育・教育の推進のために必要な研修・交流に取り組めます。
- 保育所施設の耐震化及び老朽施設の改修により、安全・安心の施設整備に取り組めます
- 統合後、廃園となる保育所施設の有効的な利活用を図ります。
- 小規模園では今後の入所児童数の推移を見極め、学童保育や児童館としての利用や地域コミュニティなど施設の多面的な利用方法について、検討を行います。
- 浦ノ内保育園の送迎バスを買換え更新します。
- 児童虐待やDV被害者を一時保護するための施設として、ホテル・旅館等の宿泊施設が利用できる制度の構築を図ります。
- 子育て世代の多様な保育ニーズに対応するため、ファミリー・サポート・センターの整備を進めます。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設			
	(2) 介護老人保健施設			
	(3) 児童福祉施設			
	保育所	浦ノ内保育園送迎バス更新	須崎市	
		須崎・西部統合保育園建設	保育協会	
	(4) 認定こども園			
	(5) 母子福祉施設			
	(6) 市町村保健センター及び 母子健康センター			
	(7) 過疎地域自立促進特別事 業	地域福祉計画推進事業 地域福祉計画を具体的に推進するため、リーダー養成や地区座談会、地区ブ ランの策定など各地区部会の活動を充実させる。また、推進のための具体的な 施策として、中山間地域を中心とした高齢者・障害者等の買い物支援のための、 公民館や集落支援員・ボランティア・NPOを活用した受注・宅配サービスの 仕組みづくりとその運用を図るとともに、地区プランに基づく施策・事業を展 開し、地域に住み続けられる生活圏の構築をめざす。	須崎市	
		ともに支え合う地域づくり 地域ケア体制整備 在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常生 活を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になるためのための緊急シ ョートステイ床の確保、高齢者の住まいの確保と普及、認知症対策の充実など を包括した地域ケア体制づくりを図り、高知型福祉の実現をめざす。	須崎市	
		ともに支え合う地域づくり あったかふれあいセンター 市街地及び周辺の拠点となる地域に、子どもから高齢者まですべての人が集 えるサロンを設置し、各種イベントや教室などを通して交流を図る。	須崎市	
		一時保育 ファミリー・サポート・センター 休日や短時間を利用しての通院、買い物などにおける、子育て支援として一 時保育機能を持つファミリー・サポート・センターを設置し、子育て世代の負 担軽減と子育て環境の充実を図り、人口流出防止と定住により過疎の進行に歯 止めをかけることをめざす。	須崎市	
		子育て医療応援事業 医療費無料化の対象を中学3年生まで拡大することにより、子育て世代を支援	須崎市	
保育所高台移転調査委事業 統合保育園の高台移転を含めた基本設計。		須崎市		
(8) その他		安全・安心な出産環境づくり 妊婦の適正な母体管理支援 乳幼児医療の充実	須崎市	
	日常生活用具規格外用具の給付	須崎市		
	健診事業 特定健診無料化	須崎市		

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(8) その他	検診事業 がん検診無料化	須崎市	
		健康づくり事業 30代の健康づくり事業料無料化	須崎市	
		ワクチン接種事業 子宮頸がんワクチン接種料無料化(中1)	須崎市	
		就労継続支援施設整備事業	須崎市	

6 医療の確保

(1) 医療確保の方針

本市は、高幡圏域における医療の中心地として、医療施設のさらなる充実を図るとともに、現状の休日・夜間の救急医療体制を確保し、安心して暮らせる医療サービスの提供に努めます。

若者定住と人口流出に歯止めをかけるため、産婦人科の開設及び小児科医の確保に努め「子どもを産み育てやすい環境」の整備を図ります。

(1) 現況と問題点

(1) 医療の確保

本市の医療施設としては、人口減や医師の高齢化、都市部の高度医療を求める患者の増加等に伴う休止・廃院などにより、ピーク時から医療施設・病床数とも減少傾向にあります。平成22年3月31日現在、4つの病院をはじめ多数の医院・診療所等が運営されており、近隣町村からの受診者も多く、高幡圏域における医療の中心地としてその役割を担っています。

これら医療施設における診療科目は多岐にわたっており、患者や受診者のニーズを一定充足する機能を備えています。しかし、「2次医療サービス」が提供できる病院は限られており、「3次医療サービス」の提供となると高知市を中心とした医療施設への搬送が必要となっています。また、産婦人科がないといった課題もあります。さらには、小児科も1診療所のみとなっています。

また、休日・夜間の救急医療体制については、医療機関の協力を得て、圏域市町村で連携した輪番制・当番制事業の実施により体制を確保しています。

過疎地域においては、出産に始まり子どもから高齢者までが安心して暮らしていくための総合的な医療の確保は重要な課題であり、子育て世代の定住や人口流出減等にもつながると考えられることから、さらなる医療内容の充実と受診しやすい体制整備に取り組む必要があります。

医療施設数

病院	医院	診療所	小児科	内科	整形外科	眼科	歯科	柔道整復
4	3	7	1	1	1	1	12	11

※平成22年4月1日現在

(2) その対策

- ・ 医療施設の充実に向けて、関係機関との連携を強化します。
- ・ 圏域市町村による輪番制・当番制事業を継続実施し、休日・夜間の救急医療体制の確保を図ります。
- ・ 産婦人科開設に向けた支援策の確立を目指します。
- ・ 小児医療の充実に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	(2) 特定診療科に係る診療施設			
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療・医師確保対策事業 市内には産婦人科が無く、小児科医院も1つという状況にあって、緊急時や急患の対応が困難なケースもあることから、市内医療機関と連携し、産婦人科・小児科医を確保するための対策を講じ、高幡圏域の中心地として市内外から安心して受診できるための体制整備を図る。	須崎市	基金積立
	(4) その他	夜間・休日の救急診療の確保 病院群輪番制事業 在宅当番医制事業	高幡5市町	

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

本市の教育行政方針に基づき、「学校教育」については、「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を教育目標に掲げ、たくましく人間性豊かで、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる21世紀を担う児童生徒の育成を目指しています。これらの教育目標を達成し児童生徒を育成するための教育振興策として、地域全体の教育力を向上に重点を置き、開かれた学校づくりを推進するとともに、教育施設の充実・耐震化を進め安心・安全で機能的な教育環境の整備に努めます。また、これからの国際化社会や情報化社会に即応できる外国語活動やICT教育に取り組むとともに環境教育や地域と一体となった防災教育の取り組みもさらに推進します。

「生涯学習」については、市民一人ひとりが心豊かに、地域で生きがいをもって生きていけるよう、社会の変化や住民ニーズにあった課題（生活課題、地域課題など）について学習機会を積極的に提供するよう努め、生涯学習の振興を図ります。また、人権教育、生涯スポーツ、文化活動、青少年の健全育成、読書活動、家庭教育を推進するため、様々な施策を展開し教育振興を図ります。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

市内の各地域にある8公民館（安和を含む）を地域コミュニティ拠点の核として、住民と協働し、自治活動や生涯まちづくり活動を推進するため、必要な施設整備を進めるとともに、老朽化した図書館の改築移転を含め総合的な生涯学習施設の整備など住民のコミュニティと生涯学習充実のための環境づくりを推進します。

(1) 現況と問題点

(1) 教育の振興

① 幼児教育

本市では、公立の幼稚園がなく保育所が幼児教育を担っています。今後は、特に小学校と連携した取り組みを図るとともに、地域の産業に触れる機会や地域イベントの参加に積極的に関わるなど、広く地域とも連携した教育実践が必要であります。

② 学校教育

本市の公立学校は、小学校9校、中学校は5校あります。その多くの施設が、老朽化し耐震対策が必要となっています。現存する最も古い施設は、昭和41年建築であり、昭和40～50年代に建築された施設の耐震化が、急務の重要課題となっています。そのために、須崎市市有建築物耐震化計画を策定し、平成29年度までに旧耐震基準で建築された11小中学校、17施設の耐震化を行うこととしています。

また、小学校の児童数は、昭和29年(1954年)、須崎町、多ノ郷村、浦ノ内村、吾桑村及び上分村が合併し、須崎市が誕生した当時には、4,469人、昭和30年(1955年)には4,820人となっていました。その後減少傾向に転じ、昭和60年(1985年)には2,793人、平成22年(2010年)には、1,146人となっています。中学校も同様の状況であり、今後もこの傾向が続くと予想されています。複式学級による対応の小学校も増えてきており、学校経営において難しい状況にもなっています。全国学力・学習状況調査の結果からも、いろいろな課題が出てきており、学力向上対策が重要となっています。

本市の教育行政方針では、「たくましく、心豊かな人づくり～人・もの・自然にやさしい人づくり～」を教育目標に掲げ、たくましく人間性豊かで、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる21世紀

を担う児童生徒の育成を目指しています。学校、家庭、地域社会や行政がそれぞれの役割を果たしながら、連携、協力して地域全体の教育力を向上していくことがきわめて重要となっています。そのためには開かれた学校づくりを推進するとともに、地域における人材発掘ネットワークづくりなどを進め、地域ぐるみの教育の充実を図り、子どもたちの教育を支えあう意識を培うことが必要となっています。また、これからの国際化社会や情報化社会に即応できる外国語活動やICT教育の取り組みも一層の充実が必要です。地球温暖化防止や豊かな自然環境を良好な状態で後世に引き継ぐための環境教育の充実・実践、地域と一体となった防災教育の取り組みなどを更にすすめていく必要があります。

また、市民がボランティアで「日本一子どもたちが本を読むまちをつくる会」の活動を行い、市内各小中学校に図書を贈っています。この活動を契機として、各学校で読書活動が活発になってきています。今後さらに読書習慣の定着に努めなければなりません。

児童生徒の不登校問題については、平成19年度から「須崎市不登校・いじめ問題等対策委員会」を設置し、「不登校対応ハンドブック」を活用した取り組みや専門機関の連携による対策、Q-Uアンケートの分析、教育支援や教育相談といった取り組みを実施していますが、不登校の要因は様々であり個々の事例に即した継続的な取り組みが求められています。

市立小・中学校

小学校 (9校)	須崎 小学校	新庄 小学校	安和 小学校	多ノ郷 小学校	南 小学校	吾桑 小学校	上分 小学校	横浪 小学校	浦ノ内 小学校
中学校 (5校)	須崎 中学校	朝ヶ丘 中学校	南 中学校	浦ノ内 中学校	上分 中学校				

その他

私立中学校	明德義塾中学校		
高等学校	県立須崎高等学校	県立須崎工業高等学校	明德義塾高等学校

※平成22年4月1日現在

③ 生涯学習

近年、急速に進む少子高齢化や刻々と変化する社会情勢を背景として生活様式も多様化しており、生涯を通じて真の豊かさが実感できる生活を送るための生涯学習の重要性は年々増しています。

本市においても、各地域の公民館を中心とした様々なサークル活動や文化・芸術活動に加え、年間を通じて各種学習会や教育フェスタ、文化祭、市展、生涯学習セミナー、生涯大学など多岐にわたって事業を展開していますが、さらに充実した学習内容や機会の提供も求められています。

これからの生涯学習においては、行政や団体が実施する事業のみならず、住民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えるための環境整備と支援体制を確立することが重要であると考えます。

また、社会のなかで家庭が孤立するなど、人間関係が希薄化し、地域教育力が低下している昨今、子どもの健全育成や地域でのつながりを強化することが課題となっており、保幼小中高及び地域の連携が必要不可欠となっています。

さらに、市立図書館は、公民館との併設であり、施設の老朽化、スペースの不足等が大きな課題となっています。

④ 生涯スポーツ

生涯を心身ともに健康で過ごすために、各世代のニーズに応じたスポーツ活動は欠かせません。本市においても、健康増進や交流・親睦を目的として市民体育祭、ロードレース大会、ドラゴンカヌー大会などのイベントを実施するとともに、NPO法人すさきスポーツクラブが中心となって、子どもから高齢者ま

で気軽に運動に親しめる環境づくりに取り組んでいます。

しかし、近年、児童・生徒の基礎体力や運動能力の低下が危惧されており、また、仕事や職業生活に強い不安や悩み、ストレスを抱えるなど心身両面の健康の問題が顕在化しており、さらに高齢者には、「健康づくり・居場所づくり」対策が課題となっていることから、生涯スポーツをさらに推進するための組織や拠点づくりに取り組む必要があります。

また、本市が推進する海洋スポーツの振興にあたっては、須崎市立スポーツセンターカーナー場の施設・設備の整備が急務となっています。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

市内の8公民館の中には、老朽化等により施設の機能が著しく低下している公民館もあり、地域コミュニティの拠点として、また、災害時の一時避難施設としての役割が大きいことから、必要に応じた改善が求められています。

また、市内に1カ所の市立図書館は、須崎公民館との併設で、施設の老朽化、スペース不足等が大きな課題となっており、市街地の公共施設のあり方検討を踏まえた移転改築が必要となってきました。

(2) その対策

(1) 教育の振興

① 幼児教育

- ・ 通園バスを利用し活動範囲を広げるなど、園外保育の充実に努め、地域との関わり合いが持てる保育を行います。
- ・ 親学講座を開催し、子どもに関心の持てる地域づくりを目指し、家族と保育所が一体となった幼児教育の推進を図ります。
- ・ 単なる遊び場としての公園ではなく、幼児や児童が動植物と触れ合える体験ができ、食育や命の尊さについても学習できる施設整備を検討します。

② 学校教育

- ・ 耐震診断により、対応が急がれている老朽施設の耐震化を計画的に実施します。
- ・ 基礎学力の定着と学力向上のための施策を充実し、取り組みを進めていきます。
- ・ 学校、地域、保護者が連携協力をしながら、地域の教育力向上に努めていきます。
- ・ 教育版「地域アクションプラン」推進事業により、地域ぐるみの教育力向上を図ります。
- ・ 外国語指導の充実に図り、国際化教育を進めます。
- ・ ICTの活用により、情報化教育の取り組みを進めていきます。
- ・ 環境教育、防災教育を推進し、これからの社会において次代を担う人材育成を進めます。
- ・ 読書活動の推進のために、推奨図書を選定や読書支援の輪を広げます。
- ・ 関係機関との連携を強化し、スクールソーシャルワーカーの配置やQ-Uアンケート実施・分析などの不登校問題解決に取り組めます。

③ 生涯教育

- ・ 公民館を地域コミュニティの拠点と位置付け、施設・機能の充実に図ります。
- ・ 地域リーダーや地域から発信する力を持つ人材育成に努め、産業振興と若者定着を図ります。
- ・ 生涯学習メニューの充実に図ります。
- ・ 図書館システムを導入し、利便性の向上に努めます。

- ・ 住民が自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考えるための環境整備と支援体制の確立に努めます。
- ・ 保幼小中高及び地域の連携強化を図ります。
- ・ 生涯学習施設、公民館、図書館等の多機能を備えた生涯学習センターの新設を目指します。

④ 生涯スポーツ

- ・ 子どもから高齢者まで誰でも自分の好きなスポーツに自由に参加できる総合型地域スポーツクラブの育成と施設整備を推進し、生涯スポーツの振興を図ります。
- ・ 海洋スポーツの振興に向けて、須崎市立スポーツセンターカヌー場の施設・設備の整備の充実を図ります。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

- ・ 公民館を地域コミュニティの拠点と位置付け、施設・機能の充実を図ります。
- ・ 図書館、生涯学習施設、公民館等の多機能を備えた生涯学習センターの新設を目指します。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	須崎小学校改築 須崎中学校管理教室棟改修 新莊小学校特別教室・管理教室棟改修 安和小学校管理教室棟改修 横浪小学校教室棟建替え 南小中学校管理教室棟改修 上分小中学校管理教室棟改修 朝ヶ丘中学校改修 浦ノ内中学校改修 多ノ郷小学校管理教室棟改修	須崎市	
	屋内運動場	南小中学校体育館建替え工事 横浪小学校体育館建替え工事 須崎小学校体育館建替え工事 浦ノ内中学校体育館改修 新莊小学校体育館改修 上分小中学校体育館改修 朝ヶ丘中学校体育館改修 須崎中学校体育館改修 安和小学校体育館改修 多ノ郷小学校体育館改修 吾桑小学校体育館改修	須崎市	
	スクールバス	スクールバス更新	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6 教育の振興	(2) 幼稚園				
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	公民館、集会所等の整備	須崎市	
		図書館	公民館、集会所等の整備を図る。		
		その他	生涯学習センター建設 公民館・図書館・生涯学習施設・文化財等保管庫など多機能施設を備えた生涯学習センター建設		
	(4) 過疎地域自立促進特別事業		図書館システム導入 利便性向上のためのシステム導入 図書の貸出・返却、蔵書管理の効率化、検索機能の充実を図り、中山間地域においても情報通信基盤整備施設を活用したインターネット検索や予約サービスの提供を可能にし、利便性の向上を図る。	須崎市	
			地域教育振興のまちづくり総合事業 「公共施設等からの借泊通学」や「登下校見守り体制整備」、「都市部の学校との交流」、「出前授業」等、地域全体が教育現場として機能するための総合事業を実施することにより、様々な学習機会を通して、子どもから大人まですべての人々が地域の教育振興を担う環境づくりを推進する。	須崎市	
			産官学連携教育振興事業 教育行政方針に基づき、「たくましく人間性豊かで、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる21世紀を担う児童生徒の育成」を目指していることから、各学校の教員に対し高知大学教育学部教授による授業改良のための実践的な指導や助言を行なうことにより、教育力、授業力の向上を目指す。 また、大学、小中学校、地域が連携し教育力を向上させ、本市の将来を担う児童生徒の基礎学力の定着および学力向上につなげる。	須崎市	
			教育版「地域アクションプラン」推進事業 高知県共育振興基本計画を効果的に推進し、県全体の教育振興を図ることを目的とする事業の支援を行う。	須崎市	
	(5) その他	外国語活動支援事業	須崎市		

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

本市には、美術的・文化的評価の高い「絵金」や「木造大日如来座像（県の有形文化財）」など多くの有形・無形の文化財が現存しています。今後も、こうした貴重な文化遺産の保存・継承に努めるとともに、地域でも風化しつつある史跡・名勝等について今一度整理し、広く広報、啓発を行い地域文化の振興を図ります。

また、現在の須崎市史が編さん・発行されてから36年が経過していることから、この間の歴史を含む本市の変遷や風土、文化、伝統を継承していくための資料作成に取り組みます。

(2) 地域文化の振興等に係る施設整備の方針

古くから伝わる民具や文化財、「絵金」などの適正管理のため、生涯学習施設や図書館と一体となった保管・展示施設の整備を図ります。

(1) 現況と問題点

本市には、「鳴無神社」、「花取踊り」、「野見のしおばかり」など有形・無形の文化財が、国指定3件、県指定8件、市指定51件の計62件あります。これらの文化財をとおして、歴史や風土、文化、伝統を学ぶとともに、大切に次世代に継承していく必要があります。

須崎小学校の空き教室には、市民の方々から寄贈された民具を約400点保管していますが、保存・管理について、十分な対策が取れておらず、各文化財に応じた保存体制を確立するとともに、日常的な管理体制も築く必要があります。民具については、度重なる保管場所の移動にともなう紛失や破損を繰り返しており、現在の保管場所の建替えに伴う移動も必要となっています。貴重な物品も含まれていますが、保管場所の環境管理（温度や湿度）も未整備となっていることから、次の移動時には、定置保管できる施設を整備し、適切な環境での管理を行い広く市民に公開する必要があります。

また、美術的・文化的評価の高い「絵金」の作品が、個人所蔵として多数保管されていますが、その散逸が心配されています。近年注目を浴びている鎌倉時代の湛慶工房作と言われる木造大日如来座像（県の有形文化財）など、住民の手によって大切に受け継がれてきた貴重な文化遺産を後世に残すため、必要な支援策を講じる必要があります。

さらには、こうした歴史・文化資料等は、十分な学術的整理がされておらず、資料としての公開もできていないことから、早急な整理が必要となっています。

(2) その対策

- ・ 市指定文化財の適正保存に努め、それぞれの文化財を活用した観光振興を図ります。
- ・ 市有の民具、文化財、「絵金」等の保管・展示施設の整備を行います。
- ・ 市史編さん、史跡案内・保存に取り組みます。
- ・ 地域文化の振興について、広く啓発活動を行います。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興施設等			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	地域文化振興事業 須崎市史編さんに取り組み、本市の変遷や風土、文化、伝統に関する資料を整理するとともに、多くの有形・無形の文化財や貴重な文化遺産の保存に努めるとともに、地域でも風化しつつある史跡・名勝を再度整理し、観光資源の一つとして広く広報啓発を行い、次世代に継承していくための事業を展開し、地域文化の振興を図る。	須崎市	
	(3) その他			

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

本市では、大きくは公民館を中心とした旧町村単位により社会生活圏が形成されていますが、集落の適正規模としては地域コミュニティ施設（集会所）がある字単位であると言えます。このことから、現状の集落の維持・存続のための施策を展開するとともに、地域おこし協力隊や集落支援員制度を活用し、戸数・世帯数・人口・年齢構成では推し測ることのできない元気集落の創造を目指します。

(1) 現況と問題点

本市の集落整備の状況については、水道、道路等の生活の根幹にかかる生活基盤は一定の水準で整備されていますが、道路の改良率、舗装率に見られるように、特に中山間地域においては、近年の危機的な財政状況の影響も相まって道路拡幅や危険個所の改修などに着手できず、都市部や近隣町村と比較してもその整備が遅れている地域が存在します。

また、少子化による人口自然減や若者流出などによる集落からの人口流出は、従来集落単位で行われていた清掃や道づくりなどの環境保全活動の停滞や耕作放棄地及び森林荒廃の増加を招くと同時に、空き家・廃屋放置等による防犯・景観面での問題なども生じてきています。加えて、市街地を除くこうした地域における高齢化率は平成22年3月31日現在33.6%となっており、高齢者世帯の急速な増加がうかがえます。このことは、同一世帯や隣近所に世話のできる年代の親族、近親者がいない状況が想定され、自動車やバイク、自転車といった移動手段を持たない高齢者等にとっては、買い物や通院といった日常的な生活の営みにも支障をきたし始めています。

中山間地域が有する多面的、公益的機能を保持するためには、人口減少に歯止めをかけ、暮らしやすい環境整備や仕組みづくりといった対策を講じることで、集落の維持、存続あるいは再生を図る必要があります。

(2) その対策

- ・ U・I・Jターン等の移住促進を図ります。
- ・ 集落支援員制度の活用により、集落機能の整備・再生を図ります。
- ・ 高齢者等の支援策拡充を図り、移動手段確保と生活支援のための体制整備に努めます。

(3) 計画

事業計画（平成 22 年度～27 年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	移住促進等集落維持・再生事業 移住促進のための組織化や体制づくりを推進し、移住へのPRから空き家紹介、事業所との連携による就労支援等まで、十分なサポートが提供できるための仕組みづくりを行い、地域活性化と集落の維持・再生を図る。	須崎市	
		集落保全活性化支援事業 住民と行政の協働の理念に基づき、公民館単位や複数集落において、住民が主体となって十分に協議し、合意を得た「過疎地域が自立するための」地域活性化・集落保全事業を住民主体で実施するにあたり、助成を行うことにより、住民自治の確立を促進することで、集落の整備を図る。	須崎市	
		集落支援員配置 市内公民館に集落支援員を配置し、さらなる地域コミュニティの形成と地域活性化につながる仕組みづくりを推進するとともに高齢者買い物支援とも関連付けた見守り活動等により集落の維持活性化を図る。	須崎市	
(3) その他				

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 自然エネルギーの利活用の方針

本市が有する豊かな自然を最大限に活用した自然エネルギーの導入により、環境を保全し、後世に負担の少ないまちづくりを推進します。

市民生活における利便性や福祉の向上につながるシステム導入等により地域の自立促進を図ります。

(1) 現況と問題点

本市は、平成17年に「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」の指定を受け、本市の誘致企業2社が太陽光発電施設と木質バイオマス発電施設の整備を行い、CO2の削減に取り組んでおり、市としても太陽光発電施設を公共・公用施設に順次整備し、クリーンエネルギーのまちづくりを推進しています。今後は、個別住宅や企業、店舗等においても施設整備を推進するなど、行政主導の一過性のものとならないための取り組みが求められており、そのための施策・支援策を確立していく必要があります。

また、太陽光、バイオマスその他、水力・風力・地熱等、過疎地域の豊かな自然を活かしたエネルギーの利活用を図り、自立促進につなげることが求められています。

(2) その対策

- ・ 地域の自然エネルギーの掘り起こしに取り組みます。
- ・ 自然エネルギーを利活用するためのシステム導入を図ります。
- ・ 自然エネルギーの利活用に向け産・学・官の連携強化を図ります。

(3) 計画

事業計画（平成22年度～27年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	太陽光発電促進 住宅用太陽光発電施設設置費補助 住宅用太陽光発電システム設置にともなう費用の一部を補助し、太陽光発電を促進することにより、クリーンエネルギーのまちづくりの実現をめざすとともに、自然エネルギーの利活用・導入の啓発につなげる。	須崎市	
	(2) 自然エネルギー	自然エネルギー利活用施設整備事業	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（1）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>SAT 構想推進事業</p> <p>SAT 構想の趣旨に合致し、その具体化を図る事業で、地域振興に寄与する「まちづくり、まちおこし、ひとつくり」活動を継続的に実施しようとする団体への補助や、各地域の取り組みを有機的に結びつけ、「点」から SAT という「面」への広がりによる、年間を通して機能するための仕組みづくりなどにより、地域の活性化を図ることができる。</p>	須崎市	基金 積立
		<p>一次産業支援事業 地域おこし協力隊活用</p> <p>地場産業の盛んな地域において、地域おこし協力隊と連携し、販路拡大・1.5 次産品開発に取り組むことにより、起業の促進や移住、定住が進み地域活性化が図られる。</p>	須崎市	
		<p>農家・漁家民泊開業推進事業</p> <p>市内には大人数を収容できる宿泊施設が整っていないため、教育・修学旅行は、屋敷等の中継地にとどまっていることから、個別住宅・集会所等の改修や宿泊用品の整備、受け入れ側の組織化など、地域における民泊体制を構築し、宿泊施設として機能させ受け入れを行うことで、地域間交流の促進と住民力の活用・底上げが図られ、地域活性化が見込まれる。</p>	須崎市	
		<p>明日の農林水産業振興事業 後継者・担い手等育成、支援</p> <p>基幹産業に係る各機関・事業所と連携を図り、就業体験や耕作地貸与、アグリビジネス研修、その他経営安定化のための支援策等を充実し、後継者・担い手を育成することにより、就業者人口を確保し、自立促進のための有機的な産業構造の構築をめざす。</p>	須崎市	
		<p>市産材活用支援事業</p> <p>住宅、事業所、その他施設の改築・建設に当たり、市産材を活用する場合、一定の基準内において事業費を支援することにより、林業振興と地産地消による地域活性化を図り、地域の基盤づくりを推進する。</p>	須崎市	
		<p>企業誘致促進奨励事業</p> <p>事業展開の実現に向けて、奨励金交付等の支援を行うことにより、企業誘致を促進し、地域の産業振興と雇用創出を図り、将来にわたり安全安心に暮らせる地域の基盤づくりを推進する。</p>	須崎市	
		<p>レンタルハウス整備事業</p> <p>施設の増設や高度化による経営改善を目指す農業者の育成と新規就農者等の確保のため、ハウスの整備や中古ハウスの改良を支援し、園芸産地の維持、強化を図る。</p>	農協	
		<p>水産物供給基盤機能保全事業</p> <p>業施設の老朽化状況を調べる機能診断を実施し、施設の季報保全のために必要な対策方法を定めた機能保全計画を策定し、産業の振興に資する施設の長寿命化を図る。</p>	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（2）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	須崎まつり事業 須崎まつりの開催を支援することにより、本市の交流人口、光客の誘客の増大を図る。	須崎市	
		奥四万十博事業 高橋圏域のスケールメリットを生かした広域観光を推進するため億四万十博を開催する。	須崎市	
		地域スポーツ総合事業 ドラゴンカヌー、シーカヤックを使った体験型観光等を行っており、交流人口も年々増えている。この環境を活かし、カヌー、シーカヤック等の新規イベントや、インターネット等を利用した広報力を強化することにより、さらなる交流人口の増大を図る。	須崎市	
		燃料タンク対策事業 本市の基幹産業である農業振興のため、農業生産基盤の整備を進めながら、近代化をめざすことで農業後継者の確保、農業所得の向上を図る。その中で、防災対策として燃料タンクから燃料の流出を防止する装置付のタンクの導入を行い、周囲への対策も行うことで地域社会にやさしい農業をめざす。	農協	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	交通弱者対策地域間交流促進等事業 公共交通の利用困難な地域において、高齢者等交通弱者の活動・行動範囲拡大を図り、地域に住み続けることができる環境づくりと住み続けたい気持ちを後押しする。住民の日常的な移動のための交通手段を確保するための、2系統の地域コミュニティバスの運行をはじめとし、住民ニーズに即する交通体系の構築を図る。	須崎市	基金積立
		情報化促進支援事業 過疎地域における地理的不利条件の克服と情報共有・情報発信による地域活性化及び市議会議会中継等を通じた開かれた行政運営を図るため、利用者がCATVへ加入しやすい仕組みを構築することを目的としてCATV事業者に必要な経費の一部を補助し、情報化による格差是正や地域の自立促進を推進する。	須崎市	
		橋りょう点検 2m以上 418橋 計画的な予防保全型の維持管理により、地域の道路ネットワークの安全性を確保する橋りょう改良長期計画を策定するために、橋りょうの現状を正確に把握する。	須崎市	
		橋りょう改良長期計画策定 今後急速に高齢化することが予想される橋りょうを良好な管理の下に未永く利用していくため、橋りょう点検で得られるデータを基にした予防・保全的な修繕工事等を行う計画を策定し、費用の縮減と平準化及び長寿命化を図りながら地域の道路ネットワークの安全性・信頼性を確保する。	須崎市	

事業計画（平成22年度～27年度） 過疎地域自立促進特別事業分（3）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	若者定住促進等住宅環境整備支援事業 要件を満たす若者に対して、賃貸住宅費の一部や住環境整備に係る費用、その他定住のためのニーズに即するための施策等を支援することにより、単一世帯を望む世帯分離後の受け皿として、また、県都からも1時間以内にある高幡圏域の交通の要衝としての利便性を活用したペットタウンとして定住を促進し人口流出に歯止めをかけ、地域の維持や活性化を図る。	須崎市	基金 積立
		災害に強いまちづくり事業 自助・共助・公助に基づく市民防災意識の高揚を図り、実効ある防災施策と安心・安全を実感できる生活環境整備を推進する。	須崎市	
4 高齢者等の保健 及び福祉の向上及び 増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	地域福祉計画推進事業 地域福祉計画を具体的に推進するため、リーダー養成や地区座談会、地区プランの策定など各地区部会の活動を充実させる。また、推進のための具体的な施策として、中山間地域を中心とした高齢者・障害者等の買い物支援のための、公民館や集落支援員・ボランティア・NPOを活用した受注・宅配サービスの仕組みづくりとその運用を図るとともに、地区プランに基づく施策・事業を展開し、地域に住み続けられる生活圏の構築をめざす。	須崎市	
		ともに支え合う地域づくり 地域ケア体制整備 在宅医療、在宅介護の充実強化や連携強化、見守り活動等、高齢者の日常生活を支える仕組みづくり、介護を行う家族が病気になったときのための緊急ショートステイ床の確保、高齢者の住まいの確保と普及、認知症対策の充実などを包括した地域ケア体制づくりを図り、高知型福祉の実現をめざす。	須崎市	
		ともに支え合う地域づくり あったかふれあいセンター 市街地及び周辺の拠点となる地域に、子どもから高齢者まですべての人が集えるサロンを設置し、各種イベントや教室などを通じて交流を図る。	須崎市	
		一時保育 ファミリー・サポート・センター 休日や短時間を利用しての通院、買い物などにおける、子育て支援として一時保育機能を持つファミリー・サポート・センターを設置し、子育て世代の負担軽減と子育て環境の充実を図り、人口流出防止と定住により過疎の進行に歯止めをかけることをめざす。	須崎市	
		子育て医療応援事業 医療費の無料化を中学3年生まで拡大し、子育て世代の負担軽減を図ることで、地域全体で子育てを応援する環境の構築をめざす。	須崎市	
		保育所高台移転調査事業 統合保育園の高台移転を含めた基本設計。	須崎市	

事業計画（平成 22 年度～27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分（4）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>医療・医師確保対策事業</p> <p>市内には産婦人科が無く、小児科医院も1つという状況にあって、緊急時や急患の対応が困難なケースもあることから、市内医療機関と連携し、産婦人科・小児科医を確保するための対策を講じ、高幡圏域の中心地として市内外から安心して受診できるための体制整備を図る。</p>	須崎市	基金積立
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>図書館システム導入 利便性向上のためのシステム導入</p> <p>図書の貸出・返却、蔵書管理の効率化、検索機能の充実を図り、中山間地域においても情報通信基盤整備施設を活用したインターネット検索や予約サービスの提供を可能にし、利便性の向上を図る。</p>	須崎市	
		<p>地域教育振興のまちづくり総合事業</p> <p>「公共施設等からの宿泊通学」や「登下校見守り体制整備」、「都市部の学校との交流」、「出前授業」等、地域全体が教育現場として機能するための総合事業を実施することにより、様々な学習機会を通じて、子どもから大人まですべての人々が地域の教育振興を担う環境づくりを推進する。</p>	須崎市	
		<p>産官学連携教育振興事業</p> <p>教育行政方針に基づき、「たくましく人間性豊かで、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる21世紀を担う児童生徒の育成」を目指していることから、各学校の教員に対し高知大学教育学部教授による授業改良のための実践的な指導や助言を行なうことにより、教育力、授業力の向上を目指す。</p> <p>また、大学、小中学校、地域が連携し教育力を向上させ、本市の将来を担う児童生徒の基礎学力の定着および学力向上につなげる。</p>	須崎市	
		<p>教育版「地域アクションプラン」推進事業</p> <p>高知県共育振興基本計画を効果的に推進し、県全体の教育振興を図ることを目的とする事業の支援を行う。</p>	須崎市	
7 地域文化の振興	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>地域文化振興事業</p> <p>須崎市史編さんに取り組み、本市の変遷や風土、文化、伝統に関する資料を整理するとともに、多くの有形・無形の文化財や貴重な文化遺産の保存に努めるとともに、地域でも風化しつつある史跡・名勝を再度整理し、観光資源の一つとして広く広報啓発を行い、次世代に継承していくための事業を展開し、地域文化の振興を図る。</p>	須崎市	

事業計画（平成22年度～27年度） 過疎地域自立促進特別事業分（5）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>移住促進等集落維持・再生事業</p> <p>移住促進のための組織化や体制づくりを推進し、移住へのPRから空き家紹介、事業所との連携による就労支援等まで、十分なサポートが提供できるための仕組みづくりを行い、地域活性化と集落の維持・再生を図る。</p>	須崎市	
		<p>集落保全活性化支援事業</p> <p>住民と行政の協働の理念に基づき、公民館単位や複数集落において、住民が主体となって十分に協議し、合意を得た「過疎地域が自立するための」地域活性化・集落保全事業を住民主体で実施するにあたり、助成を行うことにより、住民自治の確立を促進することで、集落の整備を図る。</p>	須崎市	
		<p>集落支援員配置</p> <p>市内公民館に集落支援員を配置し、さらなる地域コミュニティの形成と地域活性化につながる仕組みづくりを推進するとともに高齢者買い物支援とも関連付けた見守り活動等により集落の維持活性化を図る。</p>	須崎市	
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	(1) 過疎地域自立促進特別事業	<p>太陽光発電促進事業 住宅用太陽光発電施設設置費補助</p> <p>住宅用太陽光発電システム設置にともなう費用の一部を補助し、太陽光発電を促進することにより、クリーンエネルギーのまちづくりの実現をめざすとともに、自然エネルギーの利活用・導入の啓発につなげる。</p>	須崎市	